

羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第2日）

議事日程 令和7年3月12日（水曜日）午前 9時30分 開 議

第 1 開 議

第 2 審査事項

1) 議案第 1号 令和7年度羽生市一般会計予算のうち、総務文教委員会
所管分

第 3 散 会

出席委員（7名）

齋 藤 万紀子 委員（委員長）	田 口 さとる 委員（副委員長）
小 林 誠 弥 委員	小野田 和 男 委員
増 田 敏 雄 委員	野 中 一 城 委員
島 村 勉 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

福 地 光 宏	経 済 環 境 部 長	今 成 義 暢	商 工 課 長
出 井 昭 悟	観 光 プ ロ モ ー シ ョ ン 課 長	岡 田 隆 史	農 政 課 長
田 口 真 也	環 境 課 長	小 林 良	商 工 振 興 係 長
秋 本 悟	課 長 補 佐 兼 観 光 ブ ラ ン ド 係 長	大 塚 理 恵 子	農 業 政 策 係 長
中 村 憲 人	清 掃 係 長	関 根 章 典	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
木 元 典 子	会 計 係 長	橋 本 良 典	学 校 教 育 部 長
米 花 竜 二	教 育 総 務 課 長	蓮 見 典 昭	学 校 教 育 課 長
亀 村 陽 子	学 校 教 育 課 参 事	平 川 雅 章	総 務 係 長

松 村 洋 彦

学 事 指 導 係 事
副 参 事

根 岸 紀 夫

監 査 委 員 長
事 務 局

事務局出席者

原 田 誠

書 記

久保田 綾 乃

書 記

午前 9時30分 開 議

○齋藤万紀子委員長 では、改めましておはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

課長説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

経済環境部長。

○福地光宏経済環境部長 改めまして、おはようございます。

経済環境部長の福地でございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、議案第1号 令和7年度羽生市一般会計予算の審査でお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

また、明日13日は、議案第3号 令和7年度羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算、また議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）、来週17日月曜日は、議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）の審査でお世話になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私から説明のため出席している職員を紹介させていただきます。

環境課長の田口でございます。

○田口真也環境課長 田口でございます。よろしく申し上げます。

○福地光宏経済環境部長 商工課長の今成です。

○今成義暢商工課長 今成でございます。よろしく願いいたします。

○福地光宏経済環境部長 観光プロモーション課長の出井です。

○出井昭悟観光プロモーション課長 出井でございます。よろしく願いいたします。

○福地光宏経済環境部長 農政課長の岡田でございます。

○岡田隆史農政課長 岡田です。よろしく申し上げます。

○福地光宏経済環境部長 なお、各課同席の係長級職員は、後ほど課長のほうから紹介させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、議案第1号 令和7年度羽生市一般会計予算別冊1のうち本委員会付託部分を議題といたします。

環境課所管部分について、環境課長に説明を求めます。

環境課長。

○田口真也環境課長 改めまして、環境課長の田口でございます。よろしくお願いいたします。
ます。

説明に先立ちまして、同席職員の紹介をさせていただきます。

環境課清掃係長の中村でございます。

○中村憲人清掃係長 清掃係長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田口真也環境課長 恐縮ですが、着座で説明させていただきます。失礼します。

それでは、議案第1号 令和7年度羽生市一般会計当初予算のうち、環境課が所管する事業の主なものについてご説明申し上げます。

参考資料1の一般会計予算説明書40ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費のうち第11目公害対策費から申し上げます。

本目は、公共用水域の水質や大気保全を図り、市民の良好な生活環境を確保するための経費でございます。

特定財源は、彩の国環境保全交付金、こちらは騒音や振動等の事務処理に伴い交付される県の交付金でございます。

説明欄をご覧ください。

公害対策一般経費について申し上げます。

これは、水質汚濁や大気汚染、騒音などの公害対策に係る経費でございます。

このうち、第12節委託料の1項目め、水質等検査委託料149万8,000円は、公共用水域の水質を監視するため、中川などの主要河川20か所の水質検査を年に3回、市内の工場等29か所の排水の水質検査を年1回などを実施するものでございます。

次に、同じく委託料の3項目め、ダイオキシン類検査委託料530万円は、有害物質となるダイオキシン類を市内の3小学校における大気中での調査、土壌での分析及び清掃センター内の排ガス等で調査を実施するものでございます。

次に、ページが飛びます。91ページをご覧ください。

こちらの左下ほどにございます第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費について申し上げます。

本目は、市民の衛生的かつ快適な生活環境を確保するための経費でございます。

主な特定財源として、太陽光発電所サンパーク村君における太陽光発電事業電力売払

収入の一部などが充当されております。

説明欄をご覧ください。

環境衛生一般経費について申し上げます。

これは、主に外来生物の駆除や害虫の防除、再生可能エネルギー導入推進などに係る経費でございます。

92ページの説明欄をご覧ください。

中ほどにございます18節負担金補助及び交付金のうち、衛生協力会連合会交付金200万円は、各地区において清掃活動や害虫防除などの環境衛生事業に取り組む衛生協力会連合会に対して、その活動を支援するための経費となります。

次に、その下にございます太陽光発電事業について申し上げます。

これは、下村君地区にある市の太陽光発電施設サンパーク村君の管理運営に係る経費でございます。こちらの第11節役務費の1項目め、損害賠償保険料518万円は、施設が火災などの災害に遭った場合や、盗難、故障などに遭った場合に備えた損害賠償保険料です。

次に、第12節委託料の太陽光発電所管理点検等委託料540万3,000円は、適切な発電施設の維持管理に必要な管理点検等に加え、場内の除草業務や防犯警備の委託経費となります。

次に、一番下、14節工事請負費の警備機器設置工事請負費249万円は、防犯カメラなどの警備機器の台数をさらに追加して設置するための工事費用でございます。

次に、93ページをご覧ください。

空家等対策事業について申し上げます。

これは、近年増加している空き家や空き地の対策に係る経費でございます。

このうち、第12節委託料の2項目め、空家空地相談会相談業務委託料19万8,000円は、宅地建物取引士や行政書士などの専門家が、相続や資産管理、処分、賃貸等の活用などの相談に対しまして年6回無料で対応する個別相談会を開催する経費でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の空家等除却補助金300万円は、地域の環境衛生や防災・防犯上において悪影響を及ぼす管理が不適切な空き家を減らし、土地活用による定住促進や地域活性化を図るため、市内の空き家を解体する場合に、その費用の3分の1以内、最大で30万円を補助するもので、来年度新規事業として計上させてい

ただいております。

次に、このページ左下をご覧ください。

第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費について申し上げます。

本目は、人件費と清掃行政執行上の経常経費の支出でございます。

特定財源としまして、太陽光発電事業用に民間企業に土地を貸し付けている貸付収入となります。

なお、本目のうち職員人件費については総務課の所管になりますので、説明を省略させていただきます。

94ページの説明欄をご覧ください。

中ほど、清掃総務一般経費について申し上げます。

これは、主に環境行政の推進において必要な資格取得や各種負担金などに係る経費でございます。

このうち、第18節負担金補助及び交付金の1項目め、公害健康被害補償負担金51万円は、公害健康被害の補償等に関する法律の定めにより、現在重油などを使用している清掃センターでの排ガス量と、既に廃止されている旧し尿処理場において過去に排出された硫黄酸化物の排出量に応じて、独立行政法人環境再生保全機構へ支出する負担金となります。

次に、クリーン推進員設置事業について申し上げます。

クリーン推進員は、羽生市廃棄物減量等推進員として各地区においてごみの減量、分別、資源ごみの回収など市民の皆様へ適切な指導を行なっていただいております。その活動に関する経費でございます。

第10節需用費のうち消耗品費37万5,000円は、クリーン推進員の皆様へ活動の際に着用していただく帽子やジャンパーなどの購入費となります。

次に、95ページをご覧ください。

こちらの左側、第2目じん芥処理費について申し上げます。

本目は、ごみの収集や処分、リサイクル推進など、清掃費予算の大部分を占めるごみ処理行政の中心的な経費でございます。

特定財源として主なものが、民間事業者や清掃センターへごみを持ち込む際に支払う事業系一般廃棄物処理手数料や、瓶、缶、ペットボトルなど再生資源の売払い代金などでございます。

また、来年度からは、行田市内で建設を予定しております新ごみ処理施設において建設工事が着工することに併せて、平成25年度から積み立ててきました一般廃棄物処理施設整備基金を新たに財源として繰入れを行う予定でございます。

説明欄をご覧ください。

初めに、じん芥処理一般経費について申し上げます。

これは、主に不燃物の埋立て処分やごみの焼却によって発生する灰の運搬処分などに係る経費でございます。

第12節委託料の1項目め、不燃物埋立処分等委託料1億9,608万8,000円は、清掃センターの焼却施設から排出される焼却灰を民間処理施設へ運搬、また処分する経費、また清掃センターの破碎施設で発生する不燃残渣を埼玉県環境整備センターへ運搬して処分、さらに廃プラスチックを民間処理施設へ運搬し、処分する経費の委託料となります。

次に、同じく委託料の4項目め、集じん灰処理業務委託料3,594万2,000円は、清掃センターの焼却施設において排ガス中に含まれる集じん灰を民間処理施設へ運搬し、路盤材などへリサイクル処理する経費となります。

次に、96ページ、説明欄をご覧ください。

ごみ収集事業について申し上げます。

これは、市内各地区の集積所に出される可燃ごみと不燃ごみの収集に係る経費でございます。

第12節委託料の1項目め、可燃ごみ収集業務委託料7,778万5,000円は、市内の可燃ごみ集積所へ週3回収集する経費となります。同じく2項目め、不燃ごみ収集業務委託料7,662万7,000円は、市内の不燃ごみ集積所へ不燃ごみを週1回、粗大ごみを年4回収集する経費となります。

次に、資源ごみ回収事業について申し上げます。

これは、瓶、缶、ペットボトルや段ボールなど、再資源化が可能なごみの回収に係る経費でございます。

第11節役務費の資源ごみ回収手数料435万9,000円は、自治会やPTAなどの団体が実施する資源ごみの回収に対する手数料となります。

次に、第12節委託料の資源ごみ回収業務委託料6,672万円は、市内の資源ごみの集積所や各学校において資源ごみを月2回収集する経費となります。

続いて、清掃センター関連一般経費について申し上げます。

これは、清掃センターにおける会計年度任用職員の人件費や、施設を維持管理するための修繕などに係る経費でございます。

第10節需用費の1項目め、消耗品費1,767万9,000円は、清掃センターから排出されるダイオキシン類などの有害物質の除去や、処理するために使用する薬剤の購入費、設備器具類の消耗部品等の支出となります。

97ページをご覧ください。

上の2項目めにごじます需用費として4項目め、修繕料7,700万円は、焼却施設と粗大ごみ処理施設に係る設備修繕に係る経費となります。

第12節委託料について申し上げます。

2項目めの焼却施設維持管理等委託料2,957万6,000円と、4項目め、粗大ごみ処理施設運転管理委託料3,955万6,000円は、清掃センターにおける各施設の円滑な稼働を確保するため、民間企業へ運転管理を委託する経費となります。

次に、リサイクル事業について申し上げます。

これは、ごみの再商品化や各家庭でのごみのリサイクル推進に係る経費となります。

このうち、第12節委託料の特定分別基準適合物再商品化委託料15万5,000円は、ガラス瓶をリサイクルして再商品化するために要する経費となります。

第18節負担金補助及び交付金の生ごみ処理器購入費補助金19万円は、各家庭における生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器の購入者に対し、その費用の一部を補助するものでございます。

次に、最終処分場施設管理事業について申し上げます。

これは、主に最終処分場にある水処理施設の修繕や運転管理などに係る経費でございます。

98ページをご覧ください。

第12節委託料の2項目め、水処理施設運転管理等業務委託料926万6,000円は、最終処分場の水処理施設の運転と排水される水質管理を委託する経費となります。

同じく委託料の4項目め、最終処分場埋立整地委託料150万円は、第4最終処分場において、既に埋め立てされている箇所を整地などの業務に加えまして、将来の跡地利用の可能性なども考慮し、現在崖地となっている箇所を整地を進める業務委託となっております。

次に、一般廃棄物処理施設整備基金積立事業について申し上げます。

これは、行田市と予定している共同ごみ処理に必要な経費の一部を計画的に積み立てる事業でございますが、積立金の元金については、平成25年度の積立開始から令和5年度までに目標としていた18億円を達成できたことから、新たに積立は行わない予定です。

このうち、24節積立金の一般廃棄物処理施設整備基金利子積立金200万4,000円は、これまで積立してきた元金に対する利子となります。

次に、共同ごみ処理事業について申し上げます。

これは、令和10年4月を目標として進めている新ごみ処理施設での行田市と共同によるごみ処理を行うため支出する経費でございます。

第18節負担金補助及び交付金の負担金1億860万2,000円は、行田羽生資源環境組合の事業を支援するため、1月1日現在における両市の人口から算出する人口割と、固定額となります均等割で構成される負担金を支出するものでございます。

続いて、同じページの左側でございます、中ほど、第3目し尿処理費について申し上げます。

本目は、ごみ処理事業のうち、水洗化されていないトイレから排出されるし尿と浄化槽から排出される浄化槽汚泥の処理などに係る経費でございます。

特定財源は、合併処理浄化槽設置整備事業に対する国・県からの補助金、また汚泥再生処理センターの修繕工事に対する事業債でございます。

初めに、汚泥再生処理センター管理運営事業について申し上げます。

これは、主にし尿や浄化槽汚泥の処理や、処理施設であります汚泥再生処理センターの運転管理などに係る経費でございます。

12節委託料の1項目め、処理施設運転管理等業務委託料7,931万2,000円は、汚泥再生処理センターを安定的かつ安全に運営するため、保守管理や薬剤の購入なども含めた包括的な管理委託に要する経費となります。

次に、99ページの説明欄をご覧ください。

第14節工事請負費の汚泥再生処理センター設備改修工事請負費5,500万円は、施設を安定的に稼働させるため、毎年度行う施設機器の定期修繕に要する経費となります。

最後に、合併処理浄化槽設置整備事業について申し上げます。

これは、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を促進する経費でございます。

第18節負担金補助及び交付金の補助金1,510万円は、単独処理浄化槽やくみ取り式便槽から合併処理浄化槽への転換による整備促進を行うため、その費用の一部を補助する経費となります。

以上をもちまして、環境課所管部分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 環境課所管部分における新規の事業並びに注目している重点施策等ございましたら、詳しく説明のほうをお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 来年度事業での重点事項や新規事業について申し上げます。

まず1点目が、重点事項としまして、昨年度も申し上げておりますが、清掃センター関連一般経費のうち修繕料7,700万円でございます。説明の中でも申し上げましたが、令和10年4月に行田市との共同ごみ処理を控えておりますが、それまでには羽生市で単独でごみ処理を行わなければなりませんので、しっかりと修繕をしながら安定的なごみ処理を続けていきたいというふうに考えております。

続いて、空家等対策事業の空家等除却補助金300万円でございます。全国的に空き家の増加に歯止めがかからない現状の中、なかなかこれといった効果的な施策が全国的にも打ち出されない中ではございますが、羽生市としましてもできる限り随時空き家の除却をしまして地域の安全を守っていきたいというところで、来年度の新規事業として計上させていただいております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがですか。

増田委員。

○増田敏雄委員 92ページの衛生協力会連合会交付金なんですけれども、やっています、薬剤の量なんですけれども、おうちの形が、下がコンクリートで封鎖型がほとんどになっていって、薬剤が余っているケースが増えていて、ほかもちよっと危険なこともあるんで、量的なものは恐らく減っていると思うんですけれども、その薬剤の購入の推

移が分かれば。減っているような気がするんですけども、分かればいいですよ。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 衛生協会の活動につきましては、先ほどお話しいただきました床下消毒の活動も含まれておりまして、各地区実施しておりますが、薬剤の細かい量的なものはちょっと今持っていないんですけども、実は衛生協会の中でも、今、話に出ました家の構造自体が、床下がもう入らないような基礎になっている戸建てが増えていくという中で、地区によってはもうその床下消毒をやらないという地区も出てきております。ただ、中心となっているのが中心市街地が多いんですが、依然としてそういった町内の地区ではまだ薬剤で床下消毒をやっておりますので、全体的にその量はちょっと把握していないんですが、徐々に消毒自体をやめていく地区が増えてきているという状況でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

島村委員。

○島村 勉委員 93ページの空き家対策のところなんですけれども、先ほど話があって、除去の費用の3分の1以内で30万円以下ということですか、10件分見ているわけなんですけれども、そういう補助金はいいことかなと思うんですけども、その前に根本的に前からいろいろ問題があると思うんですけども、建物を壊すと6分の1だった税金が元へ戻っちゃうというふうな、その辺の対策というのはどのように検討されているんですか。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 おっしゃるとおりでして、住宅用の家屋が取壊しになりますと特例が解除となりまして、税金が最大で6倍ですかね、上がるという事象が発生いたします。空き家対策としますと、管理が不全な空き家に関しましては、一方で放置してしてしまうと、近所にも迷惑がかかりますし、時にはトタンが飛んで危険にさらすという部分もございますので、今回新規事業を上げさせていただいております。

その上がってしまった税金については、実際先進事例としまして、他市では壊した後には税金の特例がそのまま引き続くような制度も市によってはあるようです。ただ、羽生市としましてまだそこまでいっていないのが、やはり補助金とすると予算と制度設計ができれば事業執行できるんですが、税金の取扱いということになりますので、かなり公平な制度設計と慎重な取扱いが必要だということで、研究はしておりますが、今のと

ころその導入予定までは至っていないという状況でございます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 もう10年も、15年ぐらい前からこの空き家問題が出て、よく考えてみれば、もちろん税金が元へ戻っちゃう、6倍ぐらいになっちゃう、あとは解体費用にしても、これは今度は除去費用を幾らか出るということですが、かなりの高額な解体費用もかかるんですね。だから、早急に、それは全部を建物があるときの税金とは言わなくても、早めにそういう検討をして、空き家がなくなるような対策を早くやらなくちゃならないかと思うんです。その辺の見解を。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 空き家対策につきましては、先進事例も研究しながら、羽生市としてもいろいろ導入していきたいというところでございます。この空き家除却補助金についても、県内で3分の1ぐらいはやっている自治体があるようでして、羽生市としても除却の補助プラス民間の企業の力も借りまして、株式会社クラッソーネという会社と協定を結びまして、できるだけそういう跡地利用とかそういったところに向けて、今、力を入れているところでございます。

その他、先ほど申し上げた特例の継続ですとか、あとはリノベーションに対する補助ですとか、様々な取組があるわけなんですけど、一気にちょっとやるというのがなかなか難しいところがございますので、羽生市で何が優先順位かを先進事例で考えながら取り組んでいきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○島村 勉委員 ぜひよろしく進めてほしいと思いますね。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑は。

小野田委員。

○小野田和男委員 97ページの18節に生ごみ処理機の購入という補助金19万円というのがあるんですけども、これは少ないなと思うんですけども、去年どうだったかというのは資料を持っていないんで分からないんですけども、これはどんな根拠でこんなに少ないんですかね。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 実際、なかなかこの補助の申請が広がっていかないというのも環境課としては課題として捉えております。昨年度、実績としまして、コンポスターという

電動じゃないほうは11機、電気式の1万円とか数万円かかるようなものが9機ということで、予算執行上は余ってしまっているというのが現状でございます。

ただ、この生ごみ処理機につきましては、やはり生ごみが水分を含んでいて、そのまま排出されますと、かなり燃焼にエネルギーを必要とさせていただきますので、行政としてもできるだけ絞ったり、こういった機器を使って排出していただきたいというのがございます。

今年度の、ちょっと時期があれなんですけど、実は市民の方にこの生ごみ処理機というのはどういうものかというのを分かっていただくために、企業にちょっとお願いしましてサンプルを今お借りしております、1階のロビー、市民課などでお客様が待っている正面に今、デモ機を置かせていただきまして新たに周知しております。また、先日、クリーン推進員の研修会のおきも会場に持参しまして、そのデモ機のほうを紹介させていただいております。引き続きこちらにつきましては執行がもうちょっと増えるように努力していきたいというふうを考えております。よろしく申し上げます。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 少ない事情は分かりました。PRの不足と、我々の自覚が足りないかもしれないですね。うちあたりは農家だからコンポスターで間に合うんですけども、町場の中だと電気式を使うべきだし、よその市だと一桁予算が多いもんで、ちょっと聞いてみました。PRすればもう少し、予算にも影響して処理も安くなると思うんで、ぜひお願いします。

○齋藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑のほうはいかがですか。

小林委員。

○小林誠弥委員 ちょっと何点かあるので、1個ずつ聞きたいと思います。

まず、40ページのダイオキシンの調査委託料ですけども、そのときの説明で、市内3小学校というふうにおっしゃっていましたが、この3小学校というのはもう固定でやっているのか、それとも毎年場所を変えてやっているのかというところをまず教えてください。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 一部固定しております。1か所が岩瀬小学校、もう1か所が三田ヶ谷小学校、こちらは毎年実施させていただいておりますが、もう1か所を手子林小学校

と新郷第一小学校で隔年ずつで行なっております。できるだけ市内のエリアをカバーできるように3か所ということでやらせていただいているものでございます。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 ランダムは1校だけ、しかも2校を入れ替えてやっているということで、2校、岩瀬と三田ヶ谷は固定ということでしたけれども、その理由を教えてくださいませんか。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 固定する理由ということかと思いますが、実際こちらの検査結果につきましては、羽生市内、かなり安定しております。想定になってしまいますが、例えばこちらを川俣小に移すとか須影に移すとかという移動をした際に、その距離感ですと、そこまで検査結果に影響がしないということがございますので、西のほうと、清掃センターに近い学校と、あとはどこかというところでのエリア設定となっております。よろしくをお願いします。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 分かりました。

あと、92ページの太陽光の事業のところですね、保険料が高くなったというところで、先日の議案質疑の中で、部長から全体的に保険会社のほうの料率が上がったという説明がありました。個々の割増しというのとはかかっていないということで、そうするとそういうふうに解釈できちゃうんですけども、個々の割増しというのとはかかっていないのでしょうか。この上がった分ですね、前年から比べて。損害保険料。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 おっしゃるとおりで、羽生市の個別の太陽光発電施設での盗難がかなり大きく影響しているのは確かでございます。昨年度、また今年度も質問などをいただいている中の答弁もさせていただいているかと思いますが、保険に関しまして、乗換えと申しますか、保険会社を乗り換えてこれまでできるだけ安く抑えようという努力はしてきたんですが、保険会社の乗換えということ自体が現在不可能ということで保険会社から回答をいただいております。そのため、継続して現在加入しているのは東京海上日動火災で、ここ以外はもし今入ろうとしても難しい状況というところで、盗難が複数回あったというところから値上げしてしまっているという状況と捉えております。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 東京海上が保険料を上げたということではなくて、羽生市、一契約者ごとの事故の割合によって保険料の割増しがかかっていないのかどうなのかというところを教えてくださいということですね。

○斎藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 割増しがかかっているというところでございます。盗難がされてしまった、被害に遭ってしまったというところで、保険会社はそのリスクを判断して、羽生市のこのサンパークに対しては保険料を上げますよという回答で、今500万まで上がってきてしまったという状況でございます。

○斎藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 そうすると、ちょっと先日の議案質疑のときの部長の答弁だと、保険会社のほうで上げたというふうにおっしゃっていたんで、ちょっと、ああ、ということは個々の割増しというのがかかっていないのかなと思ったんで確認させてもらったんですけども、それで、そうするとこれだけ費用がかかるようになっていきますので、実際の売電収入とかもあると思うんですけども、これだけいろいろと経費がかかるようになったとしても、費用対効果としてはまだこの太陽光、維持管理してやっていくメリットというのはあるんでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 ご質問のとおりで、年々保険料が上がってしまっているというのをかなり課題として捉えているわけなんですけど、実際11月に発電を再開して売電を今再開いたしました。天候にもよりますが、通常でいけば月に300万弱ぐらい売電収入がございます。そういったところですか、この固定された買取り価格がまだ先まで契約が入っております。その金額等も考えますと、保険に関しましては今500万円まで上がってしまいましたが、まだ入らざるを得ないんじゃないかという判断でございます。ただ、この後ももちろん保険料が上がるかどうかについては、上がる可能性もあるかと思えます。その際には、どれぐらい上がるのかの金額によって、そのとき慎重に判断していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○斎藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 分かりました。ありがとうございます。まだ支出よりも収入のほうが大きいということなので、了解いたしました。

あと、93ページの空き家のところなんですけれども、最近、今年度ですかね、解体

業者のさっきちょっと会社名が出ていましたけれども、何かそういう解体業者を紹介しますよというようなシステムがあるかと思うんですけれども、そちらのそのシステムとかの会社のほうの委託料的なそういうふうなものはこの中に入っているのでしょうか。補助金が300万しかないかなと思うんですけれども、教えてください。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 先ほど申し上げましたのが、株式会社クラッソーネという会社でございまして、国土交通省のモデル事業に採択された企業でございます。羽生市とは、委託契約ではなく連携協定という中で手を結ばせていただいております。費用は一切かかっておりません。この補助金の300万円と直接的には関係はございませんが、先ほど申し上げましたが、できるだけ少しずつでも不適切な空き家は取り壊していただきたいという思いから、民間企業とは、見積りを取れるですとか、個人情報を入力なしで自分の家がどれぐらいのお金で壊せるのかという、その知ることがまずは第一歩というところでの協定と、実際じゃ解体しようとなった際には、ぜひこの計上させていただいた補助金も、全額は出ないんですけれども、一部活用していただけて進めてくださいという、関連はするんですが、そういった施策になっております。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

そうしたら、クラッソーネと、私もちょっとこのあれができたときに見てみたんですけれども、クラッソーネ、まあ市外の業者なんで別にどうでもいいというか、そんなに気にはしないんですけれども、そうすると、特にクラッソーネのほうの収入というか売上げというのはないじゃないですか。それを通して、市内の方がじゃその解体業者さんに頼もうというふうになったときに、市民の方が、その空き家の所有者が市内の業者さんに直接頼むのと、あとはそのクラッソーネを通してその解体業者さんに依頼が行ったのとでの料金の差というのは変わらないようになっているのか教えてください。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 実際その結果を見ているわけではございませんが、この仕組みとしますと、クラッソーネに関しましては、何で利益を得るかという、解体業者が空き家所有者から紹介を得て解体した際に、解体事業者から手数料を何%かクラッソーネに払うということになっていきますので、解体業者さんの見積り次第になるかと思いますが、もしかするとその何%分は含まれる、上乘せされるかもしれません。ただ、空き家所有

者にとっては、解体事業者がどこがいいのかというのを分かっていらっしゃらない方も多いと思いますので、その手間も省ける。また、羽生市の解体業者にこの事業、クラッソーネと手を組みましたという事業を直接通知させていただいてまして、空き家所有者はなかなか羽生市の方ばかりでなくて、逆に言うとほとんどが市外の方かもしれないというときに、市外の解体業者が羽生市に来て工事をするのではなくて、やはり実際その対象建物に近い業者さんがやるのが一番多分安く上がると思います。そのため、解体業者さんがクラッソーネのこのシステムの中に入っていけるように行政からも声をかけさせていただきましたので、今のところ大体の業者さんは入っていただいたというのは聞いているんですが、そういったところで、もしかすると上乘せがあるかもしれませんが、できるだけ抑えるような仕組みというふうになっているものです。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 市内の解体業者さんと、あとは所有者のほうがウィン・ウィンな関係でいけるような形で見守っていただければと思います。

あと、94ページのクリーン推進事業ですね。これは前年から比べると3分の1ぐらいに収まっているかなというふうに感じるんですけども、この減っている理由というのはなぜでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 クリーン推進員の任期が2年間となっております。新規のクリーン推進員さんとして任命された際に、市からジャンパーですとか帽子を用意して着ていただくということになるんですが、来年は原則的な2年のちょうど真ん中の年になります。ですので、予算としては下げております。任期中にどうしても各地区で途中でやめられるとかという部分もございますので、ゼロにはできないという事情があるものでございます。よろしく申し上げます。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

じゃ、あと最後に1点だけ。

汚泥再生改修工事、これは毎年5,500万円計上されていると思いますけれども、今年度、この5,500万円の予算でどういった工事があつて、どのくらい使用されたのかというのを今現在で分かりますでしょうか。教えてください。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 令和6年度の実績ということだと思いますが、予算で5,500万円頂いた中で、支出については5,280万円でした。修繕の内容、かなり細かいんですが、全体で大まかに29項目やっております。ポンプなどの受入れ貯留施設ですとか曝気ブロー、臭いの処理施設なんですけれども、例年そういった各施設の項目について修繕していかないと、やはり汚泥最終処理センターも年々古くなってきているというところでの定期修繕ということとなっております。

この5,500万円というのは定期修繕でどうしてもかかる金額になるんですが、将来的にはもしかすると年数によってはもうちょっと大きな金額、清掃センターと同様にかかる年度もあるかなというところも想定しております。よろしくをお願いします。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

田口委員。

○田口さとる委員 私もちょうと何点かありますので、1点ずつお願いいたします。

まず、40ページの皆さんが質問されている水質検査とダイオキシンの検査のところなんですけれども、水質等検査、これに関しては市内の主要な河川の20か所で検査されているということでお話がありました。恐らく公害対策なんで、排出された水の水質がメインの調査になってくるとは思うんですけれども、ちょっとここで質問がありまして、いわゆる水道水のもとになる水源ですね、羽生は地下水も結構多く使われているところがあるんですけれども、そういったところの検査はこの費用には入っていないのか、それは水道課管轄の話なのかということをお聞きしたいのが1点。

それから、ダイオキシン類検査の委託と、水質検査もそうなんですけれども、若干去年より少しお安くなっています。なので、ここに何か理由があるのかということをお聴きいたします。

○斎藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 まず、地下水に関しましては、管轄が埼玉県になるかと思えます。

井戸水の例えば水質というか、井戸を掘削するとかというそういう話になりますと、特には羽生市ではやっていない状況でございます。おっしゃるとおり、排出された水が河川にどういう状況で流れていくかを検査しているものでございます。

次に、委託料が若干でしょうか、水質検査委託料で3万円ちょっとと、ただダイオキシン類が86万ぐらい昨年度より下がったというところだと思いますが、ダイオキシン類の検査につきましては、先ほども少し申し上げましたが、かなり羽生市内、検査結果

が安定しておるところでございます。それまで大気中の検査を、もちろん来年度2回、土壌も分析したり清掃センターもやるんですが、気象測定というのも過去ずっとやっております。ただ、そちらをそこまでやらなくても大丈夫という判断になりまして、来年度からはそれを取りやめると。最悪その気象測定のデータがどうしてもという状況になりましたら、熊谷気象観測台のデータを基にまた業者さんと相談していくという内容なので、来年度は下げているという状況です。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 ということは、比較的数値が数年安定していたからというのが理由ということだったので、仮に今後また二、三年見ていて、何か若干上がっているなということがあれば、またちょっとこの費用が増えて、検査の種類なり箇所なりを増やしていくということも考えられるという理解でよろしいでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 ダイオキシン類に関しましては、清掃センターがあるうちは、清掃センターでの検査が法定になっておりますので、大部分は変わらない。大気に関しましては、おっしゃるとおり状況に応じて増減するかと思いますが、大幅に増、例えば先ほども質問があったかと思いますが、3か所じゃなくて、じゃ市内全小学校とか、そういったことは今のところ考えておりません。微増微減はあるかもしれませんがというところでございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 じゃ、次に95ページ、財源のところ再生資源売払代金、ここが昨年に比べて結構増えていることの何か理由について教えていただけますか。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 毎年度、こちらにつきましては実績などを基に計上しておりますので、特に新たな施策を取り入れたため増えているというところではございません。量で判断させていただいたというところでございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 何か増える要素があるとか、もしくは再資源の引取り価格が上がっているとか、そういった要因というのがあるわけではないのでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 特に単価が上がっているという状況は今のところございません。物

によってはお金がつかずにそのままサイクルしているというところもございます。しいて言えば、たしかペットボトルあたりは今高値ですかね。民間企業のほうに売っているんですが、それは高値で、他市町村よりもちょっと高いような情報はいただいておりますが、それ以外の例えば段ボールですとか紙類に関しましては、今そんなに値がつかないところでございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 続きまして、98ページなんですけれども、こちらの真ん中、し尿処理費のところの国や県からの補助金ですね、これが昨年と比べて随分減っちゃったんですけれども、ここに関する何か理由というのはございますでしょうか。お願いします。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 こちらの国・県の補助金につきましては、99ページにございます合併処理浄化槽整備事業に関連してございます。市単独での補助ではなくて、国・県と連動して補助金を出している中で今検討しているのが、この補助金につきましては、そろそろ取りやめという方向で考えております。今年度、令和6年度、40基分予算を取らせていただいたんですが、ほとんどのご家庭はもう合併浄化槽になりつつあるという状況でございます。なっていないご家庭で転換していない方については、補助金があったところで、もしかすると資金的な理由とかいろいろあるかもしれないというところで、今申請が減ってきたというところで、来年度は30基に、10基分減らして予算計上をさせていただきます。

それと、理由とすると、県の補助金も来年度で終わる予定のような話も県からいただいておりますので、そうすると市単独に近い補助となってしまいますので、そこも考慮して今年は減らすと。状況によっては、それ以降この補助事業自体はなくすことも今検討している状況でございます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 最後、お願いします。

隣の99ページ、汚泥収集・運搬及び処分業務委託料、こちらが1.5倍ぐらいに増えた理由についてお聞かせください。お願いします。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 こちらが、汚泥再生処理センターで出たものを、今まで民間企業が

入って収集、運搬、その先で乾燥して肥料化する処分としてこれまでもやってきました。そこで、たんぴくんという施設があったわけなんです、それが故障して金額がかかるというところで休止中、ただその乾燥した汚泥については民間企業に流して、そこで肥料化する処分を行なっております。が、既にその企業さんからお話があったんですが、羽生市の汚泥の堆肥化はちょっともう難しいと。受入れが不可能ということになりました、来年度、やむを得ず焼却処分となっております。また、その企業が外れたことで、1社での単価も上がったという中での金額が580万ぐらい値上がりしたという結果でございます。よろしくお願いします。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 堆肥化が難しくなってしまった理由というのは、その企業が何か採算が合わないという判断をしたということ、そういう理解でよろしいですかね。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 おっしゃるとおりで、羽生市の汚泥を堆肥化して処分するには、企業さんのほうでコストが合わないという説明でございました。

○齋藤万紀子委員長 質疑はよろしいでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 92ページの太陽光発電の役務費の保険に関して、先ほど小林委員のほうからは保険の内容で1点ほど質問がありましたけれども、私はそれに対して、この保険料を使わない、防犯に対してちょっと説明をお願いしたいと思います。

最近、埼玉県内でも太陽光発電の銅線を盗んだ窃盗犯が捕まったという話、テレビ報道もありました。羽生市としても、今まで何度も窃盗犯にそういう銅線等を盗まれているという現状があります。しっかりこうやって保険料としてはあるんですけども、災害に対して、窃盗に対してもこの保険料はありますけれども、やはり今後はそういう窃盗に遭わないような防犯対策ですか、そこを説明していただきたいと思います。現に埼玉県内でも窃盗犯グループは捕まっていますので、そういうところは参考にしながらの、やはりこれからは大事ななと思うんですけども、今後の防犯対策に対しての説明をお願いしたいと思います。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 おっしゃるとおりで、警備に関してはかなり強化しなければいけないというふうに考えておりますので、92ページ、今年度新規的な扱いになりますが、

249万円計上させていただいておりますけれども、現在、既に3台、防犯カメラが入っております。加えてセンサーも、レーザー的なものと面的に広がる感じのレーザーが2種類入っておりますが、なかなか羽生市のサンパーク村君が面積も大きいものですから、警備会社と相談した際に、それだけではやはり盗難のリスク、下がるのは下がったとは思いますが、まだ難しいという部分もございますので、その他、今現在ついている箇所以外にもできれば5台ぐらいは追加して、やはり窃盗犯については防犯カメラが一番嫌がるようなことも聞いております。明かりも嫌がるらしいんですけれども、カメラがついているというところもかなり抑止力になるというのは聞いていますので、追加してカメラを入れるという金額となっております。

あと、ちょっと予算上、微妙な話にはなってしまうんですが、隣に汚泥再生処理センターがございますので、そこでの明かりというのも今活用してしまっていて、あその地域が真っ暗にならないように、汚泥再生処理センターの予算もちょっと電気料が上がってしまうという懸念もありますが、そこに関しては可能な限り明るさを保つてというところで今進めているところでございます。よろしくお願ひします。

○齋藤万紀子委員長 野中委員。

○野中一城委員 確認ですけれども、やはり銅線に関しては地中張りになっているんですよね。地中張りで、銅線は土に埋めた状態で、そういう防犯対策になっているわけですよね。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 太陽光パネルから地中というんですかね、土の中に行くまではどうしてもコードというか銅線はむき出しになってしまうんですけれども、大きなものは、盗まれた際も既に地中化していたんですが、さらに今回、ぱっと見どこにそのケーブルが集約されているのかは分からない構造にしておりますので、前回はそのケーブルが集約された先にマンホールがあったわけなんですけれども、そこを多分重機のようなもので一気に飛ばされて抜かれているというところもございますので、地中化は地中化なんですけれども、さらにどこから地中に上がってきているかは、今現在、肉眼では分からないという状況まで対策しております。

○齋藤万紀子委員長 質疑のほうよろしいでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 体験者としてちょっと聞くんですけども、95ページの右のほう、

12節の初めに不燃物埋立処分等委託料というので1億9,600万円あるんですけども、私も環境のほうをやったときに、ジャンパーとかキャップ、あるいは雨がっぱとかいろいろもらえるんですけども、これは羽生市で四、五百人ぐらい人数はいるのかな。ワンセット幾らぐらいなのか、それを聞きたいと思ったんですけども。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 ご質問はクリーン推進員の備品、消耗品費でよろしいでしょうか。

○小野田和男委員 うん。

○田口真也環境課長 そうしますと、例えばジャンパーですと、今想定で1着3,000円程度。

○小野田和男委員 それはワンセットで。

○田口真也環境課長 いや、ワンセットになりますと、ワンセットで5,000円前後を今想定しております。ジャンパーと手袋と帽子、かっぱあたりでございます。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 それらでアンケートは取ったことはないだろうと思うんですけども、宛てがいぶちでそういうものが来るんですけども、雨がっぱというのは案外と使い道がなくて、現実、立って作業をしていますと、雨がっぱよりもジャンパーとズボン、雨よけのズボンとかはいていけばいいんだよね。だからたまにアンケートを取ってもらってやってもらうといいかなと思いますね。

○齋藤万紀子委員長 環境課長。

○田口真也環境課長 アンケートの実施については、なかなかもしかするとアンケートを取った際に、クリーン推進員の方は2年でお辞めになるとか、その方それぞれのご意向もあるかと思しますので、ちょっと今検討はしておりませんが、実はこのジャンパーとかサイズ感があるものがなかなか使い勝手が悪いというか、今おっしゃったように、小さかったり大きかったりという、また交換というのもございますので、将来的には、今検討しているのは、ジャンパータイプじゃなくて、例えば冬場、自分のダウンとか厚手のコートの上からかぶれるような、ビブスというんでしょうか、ゼッケン的な明るい蛍光色のものとか、ベストとか、そういったものに代替えしようかなというところで検討はしております。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 私が言いたいのは、もらってうれしいんですけども、案外と使い勝手

がよくないから、アンケートを取ってもらって、実際動いてみるとズボンのほうがありがたいんで、ただ雨がっぱというのは恐らく使っている人は幾人もいないと思いますね。あれを着ていると動きにくい。今、5,000円ぐらいと言っていましたから、クリーン推進員の人数は四、五百、400人ぐらいかね、そうするとね。もうちょっと要望を聞きながら効率よくやってもらったほうがこの金は生かせると思ってお願いしたわけです。お願いします。

○斎藤万紀子委員長 じゃ、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

再開は45分といたします。

午前10時40分 休憩

午前10時45分 開議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、商工課所管部分について、商工課長に説明を求めます。

商工課長。

○今成義暢商工課長 商工課、今成でございます。

同席しております職員は、商工振興係長の小林です。

○小林 良商工振興係長 小林です。よろしく願いいたします。

○今成義暢商工課長 どうぞよろしく願いいたします。

恐縮ですが、着座で説明させていただきます。

それでは、議案第1号 令和7年度羽生市一般会計予算のうち、歳出、第5款労働費及び第7款商工費の商工課所管部分について、順に説明を申し上げます。

タブレット端末に示しました令和7年度羽生市一般会計・特別会計予算説明書100ページをご覧ください。

まず、第5款労働費について説明いたします。

労働費4,448万8,000円は、前年度比184万8,000円の減額計上となっております。主な理由は、シルバー人材センター運営費補助金及び産業労働者住宅資

金事業における預託金の減額によるものです。

最初に、第1目労働諸費の主な特定財源について申し上げます。

産業労働者住宅資金預託金収入100万円は、労働者資金貸付事業において金融機関にあらかじめ預託した金額の元金収入を計上しております。

続きまして、歳出を事業別に申し上げます。

右側、説明欄をご覧ください。

労働諸費一般経費1,464万4,000円のうち、主なものについて申し上げます。

まず、1節報酬6万3,000円です。これは、現在10名で構成される中小企業従業員福祉制度審議会の委員のうち、副市長を除いた9名分の報酬でございます。

次に、第7節報償費6万1,000円は、埼玉県と共同で開催しております労働セミナーの外部講師の謝金です。埼玉県との共催のため、県と折半の額で負担しております。

また、令和7年度は、商工会と共催する隔年で実施しております優良商工業従業員表彰の開催年度に当たるため、表彰に係る褒賞品費も計上しております。

次に、18節負担金補助及び交付金1,451万5,000円です。主なものは、シルバー人材センター運営費補助金1,425万円がございます。

続きまして、労働者資金貸付事業です。

20節貸付金120万円は、主なものとして産業労働者住宅資金預託金がございます。こちらは、市内企業に勤める労働者に対して住宅確保に要する資金を貸し付けることを目的とするものであります。現在返済中の方に対して不利益が生じないように、引き続き預託金額を計上しております。

次に、中退共特別会計繰出事業です。

27節繰出金546万7,000円は、一般会計から中小企業従業員退職金等共済事業特別会計に繰り出すもので、中退共事業の事務費に当たるものです。詳細につきましては、明日の議案第3号 令和7年度羽生市中退共特別会計予算のご審査の際にご説明申し上げます。

次に、労働施設費について申し上げます。

101ページをご覧ください。

こちらは、勤労者総合福祉センター、通称ワークヒルズ羽生の維持管理に要する予算です。

まず、本目の特定財源として350万円を計上しております。こちらは、公共施設修

繕引当基金からの繰入れ100万円と、ワークヒルズ羽生の利用者からの使用料収入250万円を見込んでおります。

それでは、右側の説明欄をご覧ください。

労働施設一般経費2,317万7,000円のうち、主なものについて申し上げます。

まず、10節需用費につきましては、修繕料129万8,000円でございます。指定管理者との基本協定により、50万円以上の修繕が発生した場合の緊急修繕は市が行うこととなっており、階段踊り場の防水修繕料などを計上しております。なお、50万円未満の修繕は、回数に限りなく指定管理者が行う決まりとなっております。

次に、12節委託料につきましては、指定管理料2,161万円でございます。こちらは、令和2年12月議会でご可決いただきましたワークヒルズ羽生の指定管理者であります毎日興業株式会社に支払う5年目の指定管理料となります。

次に、17節備品購入費につきましては、庁用器具費10万円でございます。こちらは、体育館器具庫内のキャビネットが経年劣化により故障してしまい、施錠ができない状況です。そのため、内部の器具類の保管、運用に支障を来しているため購入し、入れ替えるものでございます。

続きまして、商工費です。

110ページをご覧ください。

第7款商工費のうち、商工課所管部分について説明いたします。

商工費は全体額3億3,656万7,000円でございますが、所管は3つに分かれております。まず、第1目商工総務費は、11人分の人件費として総務課が所管しております。次に、3目の観光費は観光プロモーション課が所管しており、この2つを除いた残る二目、第2目商工振興費と4目市民プラザ費を合わせた額2億625万4,000円が商工課所管の商工費となっており、前年度比1,126万7,000円の増額計上となっております。増額の主な理由は、第4目市民プラザ費のうち、物価高騰等による事業費の見直しと最低賃金上昇の影響がある委託費の増額によるものです。

それでは、第2目商工振興費について申し上げます。

本目は、商工業の振興を図るため、商店街や地場産業などの関係団体に対して各種支援を行うものでございます。

本目の特定財源につきましては、主なものを申し上げます。

まず、ふるさと応援寄附基金繰入金373万2,000円は、ふるさと納税で寄附い

いただいた額の一部を、個性豊かなまちづくり事業として商工まつりや創業支援事業に充当するものです。

次に、中小企業近代化資金等預託金元金収入1億円につきましては、市内中小企業者に対し融資のあっせんを行うために、あらかじめ金融機関に預託した金額の元金収入となっております。

また、一番下の道の駅振興施設利用料149万4,000円につきましては、道の駅はにゅうの利用料として指定管理者からの収入を見込んでおります。

それでは、事業別に申し上げます。

右側、説明欄をご覧ください。

商工振興一般経費206万円のうち、主なものについて申し上げます。

まず、10節需用費101万3,000円のうち、主なものとして消耗品費40万円は、中心市街地の商店街活性化として、商店街、商工会、市が連携して開催する地域商店街活性化イベントに係る消耗品費などを計上しております。

また、修繕料には、道の駅はにゅうの緊急修繕費として55万円を計上しております。

そして、その修繕料55万円から11節の電話料、12節の警備業務委託料、13節のテレビ受信料1万3,000円までと、次のページの18節負担金補助及び交付金8万4,000円、これにつきましては道の駅はにゅうの維持管理に要する予算を計上しております。

次に、18節負担金補助及び交付金ですが、例年であれば当初予算に計上する住宅改修補助金につきましては、令和6年度3月補正予算に計上しております。詳細は、あしたのご審査の際に説明を申し上げます。

次に、21節補償、補填及び賠償金50万円です。これは市の融資制度を活用して貸し付けた融資が返済不可能となった場合、埼玉県信用保証協会が代わりに返済する代位弁済制度がありますが、このとき市としてもその代位弁済額の一部を保証協会へ支払う必要があり、これを損失補償金としてあらかじめ計上しておくものです。

続きまして、商工業振興助成事業1億1,513万4,000円について申し上げます。

18節負担金補助及び交付金1,513万4,000円ですが、こちらは全部で9つの補助対象がございます。このうち、4項目めの中小企業近代化資金等利子補給金、次の商店街空店舗対策モデル事業補助金の2つは政策補助として、そして残りの7つは団

体に対する団体補助として計上しております。

また、例年であれば当初予算に計上するプレミアム付商品券事業費や新規事業チャレンジ補助金等につきましては、令和6年度3月補正予算に計上しておりますので、詳細はあしたの議案第9号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）のご審査の際に説明申し上げます。

次に、創業支援事業448万9,000円でございます。

主なものは、18節負担金補助及び交付金437万2,000円で、創業支援事業補助金400万円は、市内で創業する方に対し、創業資金の一部を補助することで市内での創業促進を目的としてまいります。

次の112ページ、創業支援セミナー開催補助金37万2,000円は、創業支援のための各種セミナーの開催費用です。創業支援補助金の資格を取得するために開催するセミナーのほか、女性やシニアなど対象を絞った起業セミナーも開催する予定です。

続きまして、113ページをご覧ください。

まず、第4目市民プラザ費のうち、特定財源について申し上げます。

10個の特定財源がございますが、3番目の自動販売機設置貸付収入から、次のページの市民プラザ藍染体験ハンカチ代までの8つは、市民プラザの施設使用に伴い、使用者から市へ収入される財源となっております。

なお、使用料以外では、1つ目のふるさと応援寄附基金繰入金がございますが、これは寄附者が文化・伝統・歴史を守る事業への充当を希望して市へ寄附していただくメニューがございますので、藍染め体験に係る事業に対して64万1,000円を充当する予定です。また、公共施設修繕引当基金からの繰入れも300万円見込んでいます。

それでは、ページ右側、◎市民プラザ経費8,457万1,000円のうち、主なものについて申し上げます。

最初に、1節報酬472万1,000円は、市民プラザが休日なしの運営を行なっているため、窓口対応及び受付業務について会計年度任用職員4名分の報酬を計上しております。

次に、10節需用費2,651万4,000円は、市民プラザの運営に係る主なランニングコストとなります。まず、消耗品費113万1,000円です。その主なものは、館内で使用する蛍光灯が切れた際の交換用の蛍光灯359本分の購入費用となります。次に、燃料費456万1,000円は、プラザ暖房用ボイラーのA重油等の経費でござ

います。次に、光熱水費 1,688万6,000円は、上下水道料 128万6,000円と、次のページに移りまして電気料 1,560万円で構成しております。これら燃料費、光熱水費は、原油価格等の高騰や水道料金の改定により、他の公共施設と同様、前年度より増額計上しております。次に、修繕料 393万6,000円です。こちらは、優先順位を見極めながら市民プラザの緊急修繕に備えてまいります。

次に、12節委託料 5,006万9,000円です。これは、市民プラザの総合管理業務及び清掃業務をはじめとする施設の維持管理のために必要な業務で、全部で14の委託を予定しております。なお、埼玉県の最低賃金の上昇を勘案し、増額計上しております。

次に、17節備品購入費 33万円です。これは、経年劣化によりプラザの大会議室と多目的室3の放送設備に不具合が生じ、マイクの声が聞きづらかったり聞こえなくなってしまう、利用者に不便をかけてしまうことがあります。その解決策として、新たにワイヤレスマイク付スピーカーセットを購入するための費用となっております。

以上をもちまして、商工課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 商工課所管部分における来年度予算における重要項目、それから新規の事業について、もう少し詳しく説明のほうをお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 商工課の重点施策は大きく3つでございます。

1つ目は、中心市街地活性化のための取組です。空店舗対策補助金や、あしたご説明させていただきます賑わいづくり交付金といった各種取組を通して、空き店舗の抑制、各種イベントの開催支援、市街地の活性化に努めてまいります。

2つ目は、創業者向けの支援でございます。平成28年度から開始しました創業支援補助金制度を新年度でも取り組んでまいります。経営、財務、人材育成、販路拡大等、創業に必要なスキルを身につけていただき、事業を安定的に続けられる事業者を育てたいと考えております。

3つ目は、予算要求にない事業ですが、羽生勤労者総合福祉センター、通称ワークヒ

ルズ羽生の指定管理者の選定事務でございます。ワークヒルズ羽生の指定管理期間は令和8年3月までとなっております。このことから、令和7年度は指定管理者の選定作業が必要な年に当たります。令和7年12月議会に指定管理者の選定議案が上程できるよう、円滑な公募事務に努めてまいります。

商工課の重点施策は以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

増田委員。

○増田敏雄委員 111ページの創業者支援事業補助金なんですけれども、400万円なんですけれども、1件当たりどれぐらいの規模で、何件ぐらいを目標として設定されているか伺いたします。よろしくお願いします。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 こちらの予算400万円の積算につきましては、5件分、80万円ということで予算のほうを計上させていただいております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

田口委員。

○田口さとる委員 同じく111ページ、◎商工業振興助成事業に関してなんですけれども、昨年と比べると減というところなんですけれども、例えば商工まつり補助金、商工まつりとかもコロナが明けてだんだん人も増えて、お祭りもちょっとにぎわってきている中で、逆に補助金を絞っていってしまう、その理由についてお聞かせください。同じように商工会補助金とかも出たわけですね。利子補給金とかもそうなんですけれども、ちょっとちょこちょこ減額している事業がございまして、その辺のちょっと細かい内訳、理由等をお伺いできたらと思います。よろしくお願いします。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 こちらの商工業振興助成事業、18節にあります補助金でございますが、商工まつり補助金からアパレル産業活性化事業補助金までのうち、4項目めの中小企業近代化資金等利子補給金と5項目めの商店街空店舗対策モデル事業補助金を除きました補助金は団体に対する補助金で、団体補助になっております。こちらの団体補助につきましては、全て一律で前年度比95%とさせていただきます。

その理由につきましては、令和7年度予算の市の方針といたしまして、補助金の上限

額につきましては95%というものがございました。それがございましたので、それに基づいて最終的には5%削減という形になったんですが、一つ一つの団体補助につきまして、決算書なり、あとは運営状況、繰越金なども確認しまして、その上で公平な措置といたしまして5%の削減でやっていただきたいという理由での削減となっております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 5%減に至ったその理由というのは、やっぱり財政が厳しいとかそういった理由なんですか。ちょっとお願いします。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 やはり限られた予算の中で効果的に令和7年度の施策をしていくということでの市の方針となっております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほういかがでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 それでは、ちょっと何点か質問させていただきたいと思います。

一番最初のほうの市民プラザの蛍光灯の費用があったと思うんですけども、説明の中で市民プラザ全蛍光灯、何か数字もおっしゃっていましたが、その費用というふうにおっしゃってました。一気に全部買って購入しておくことは、まずそれが必要なかどうなのか。切れてからじゃ間に合わないからあれですけども、何本かで予備として持つておくのは、それでもいいんじゃないのかなと思うんですけども、全部を購入して確保しておく理由を教えてください。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 先ほどの説明でちょっと説明不足だったところがございます、市民プラザの館内の蛍光灯につきましては、全部で約3,000本弱ございます。そのうち、今回予算計上させていただきましたのは359本分の蛍光灯ということで、この359本というのが大体年間の平均した交換本数になっておりますので、その1年分の交換予定の本数が359本分ということでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 そうしますと、令和6年度もやっぱり同じぐらいの数字で準備されていたのかなと思うんですけれども、令和6年度と費用を確認すると、金額に結構差が出ているんですけれども、これはどういった理由で上がっているのでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 令和6年度と比べますと、この消耗品費、約90万近く増額になっているんですが、これは去年の積算の段階で、ちょっと蛍光管の交換の本数の精査のほうの結果的には十分でなかったということでございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 分かりました。ありがとうございます。見直されたということで、了解いたしました。

あと、最初のほうに同じくちょっと説明されていた人数、今出ていますこの中小企業従業員福祉制度審議会委員報酬10名の部分なんですけれども、ここは副市長を除いた9名というふうにおっしゃっていました。実際にこのところには10名となっているんですけれども、ここをもう一度ちょっと詳しく説明してもらってよろしいでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 こちらの報酬につきましては、先ほど委員さんがおっしゃられた審議会の委員報酬でございます。副市長を除いた9名に報酬を支払うということで先ほど説明を申し上げました。実際の審議委員さんは今現在10名でございます、副市長を除いた9名分の報酬の支払い額ということで、予算説明書に記入がある10人というのは、今現在の審議委員の人数でございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 令和6年度のほうを見ると、令和6年度は9人になっているんですけれども、令和6年度から令和7年度にて1名増えたということよろしいでしょうか。

○斎藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 これは1名増えたものではございません。財政課にこの予算説明書を作る際に確認をしましたところ、この人数は審議会委員の人数を記入してくださいということで、結果的に去年は実際の支払う人数を記載して9人と書いてしまったようでございます。ですので、この10人というのと去年の審議委員さんの人数は同数でござ

ざいます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、創業支援事業のところになります。こちらのほうは令和6年度と変わらないかなと思うんですけども、実際に私、本年度、一般質問でちょっと中小企業の支援というところをさせてもらったときに、新規事業チャレンジ補助金ですね、これが9月の定例会のときに質問させてもらって、そのときにもう終わっちゃっていたんですね。要はそれだけ利用者が多いということになるんですけども、9月の時点で終わっちゃっていて、利用者が多いので、ここの部分をもうちょっと多くの方に利用していただけるような増額とかそういった部分というのは検討されたのでしょうか、ご確認させていただきます。新規事業チャレンジ補助金、あとは羽生市創業支援事業補助金とかですね、いろいろな制度があると思うんですけども、それをお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 創業支援事業補助金及び新規チャレンジ事業補助金ということで、新規事業チャレンジ補助金につきましては、明日また詳細を補正予算の中で説明させていただきますが、増額の予算計上をしております。

今、こちらの111ページ一番下でございます創業支援事業補助金、こちらにつきましては予算400万円の計上ということで、結果的には昨年と同額で予算計上をさせていただいております。

増額についての検討というのは当然させていただきましたが、結果的にやはり限られた予算の中で、枠配分の中で優先順位をつけて予算の計上をさせていただきましたので、結果的にこの創業支援補助金の金額は昨年同額、400万円という形となっております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 先ほどの田口委員が言っていた商工会の補助とかもそうなんですけれども、予算の関係で5%減させてもらいました。そして、今回のこの部分も予算の関係で同額というふうにおっしゃっていましたが、ここの部分は羽生市内の中小企業の方々に対しての補助とか、あとこれから羽生市内で創業していこうという方々の支援になってきて、その部分は、羽生市内の中小企業が活性化すれば、結果それが羽生市

にしっかり税収なりそういった形で戻ってきたり、あと市内の活性化につながるということで、結果羽生市全体が潤ってくるような部分につながると思うんですね。そういった部分を、予算の関係で抑えるというよりは、投資としてやっていかなければいけない、じゃないとどんどん衰退していってしまうのかなというふうに思うんですけれども、そこら辺を踏まえた上での結果ということによろしいでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 私ども商工課の立場といたしましては、今委員さんがおっしゃられたとおり、中小企業の活性化ということで、個人事業主が盛り上がることで経済の活性化、あとは市の発展に結びつくものという認識は当然してございます。そういった支援をさせていただくのも我々の仕事だということで認識をしております。そういったことの中で、やはり予算の縛りがあります。事業者様のヒアリングといたしますか、ニーズを伺ったりですとか、あとは市の財政状況ももちろんですし、いろいろな補助金がある中で、その補助金を持続化させなければということもありますので、そういった中でやはり忍び難いんですけれども、優先順位をつけながら、できるものは増額ということで、同じ金額の補助金になってしまったものは前年度と同じ金額ということで、その差は出てきてしまうんですけれども、その辺の様々な角度から分析した結果ということで優先順位をつけさせていただいたということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

野中委員。

○野中一城委員 114ページの市民プラザ費の12節委託料、施設管理業務委託料の、先ほど説明の中で14業者の管理ということでありました。今回、商工費の予算の概要の中に、この増額の理由の中に、施設管理費の業務委託料があって増えているということであったと思います。1,583万9,000円ということで、この理由を教えてください。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 先ほどの委託料の増額ということの理由でございますが、私から14業務について委託を行なっているということで説明をさせていただきました。主な増額理由なんですけれども、やはり人件費の上昇でございます。こちらは令和6年10月から埼玉県最低賃金が50円、約5%上昇した結果、人件費の上昇分が生じた

ものでございます。

それと、もう一つの理由なんですけれども、今まで業務委託ということで契約をしていた業務が、派遣業務ではないかということで指摘を受けたものがございます。ですので、派遣業務に変更するものにつきましては、やはり前年度と比べますと契約代金のほうが上がってしまうという結果になっております。

以上2点が主な理由でございます。

○齋藤万紀子委員長 野中委員。

○野中一城委員 それで、今、派遣業務とありましたけれども、具体的にどういう業務と
いうか内容なんでしょうか。

○齋藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 具体的な派遣業務に変更になる業務ですが、2点ございます。1点目は、市民プラザの夜間管理業務でございます。プラザが夜10時までオープンしておりますので、その夜間の管理業務となっております。それと、もう1点が、プラザの1階にございますふれあいショップの管理業務でございます。そちら、以上2点なんですけれども、これはシルバー人材センターに今までは委託として契約していたんですけども、シルバー人材センターの上部団体、上部組織でありますいきいき埼玉という県の公益財団法人があるんですが、その県の公益財団法人いきいき埼玉が羽生市のシルバー人材センターに巡回で来られたときに指摘を受けた事項ということで、この2点については委託ではなくて派遣ということでなっております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時30分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、観光プロモーション課所管部分について、観光プロモーション課長の説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 観光プロモーション課の出井でございます。よろしくお願いたします。

本日、同席をさせていただいております職員を紹介いたします。

観光プロモーション課長補佐兼観光ブランド係長の秋本でございます。

○秋本 悟観光プロモーション課長補佐兼観光ブランド係長 秋本です。よろしくお願いたします。

○出井昭悟観光プロモーション課長 どうぞよろしくお願いたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

本予算書のうち、観光プロモーション課が所管しているものにつきましてご説明させていただきます。

羽生市一般会計予算説明書の36ページ、最下段にございますふるさと応援寄附金事業についてご説明いたします。

本事業は、当市を応援してくださる市外の方から寄附を募ること及び地場産品を返礼品にすることにより、羽生市を知ってもらい、もってシティプロモーションを強化しようとするものでございます。本事業費5億830万5,000円は前年度当初と比較して1億531万円の増額になっております。増額の要因といたしましては、ふるさと応援寄附の目標額を3億2,000万円に設定したことと、寄附の増額を目的とする新たな返礼品となる地場産品の開発や、既存返礼品の増加に取り組む事業者を後押しするための支援費を計上したものが主なものになっております。

次のページに移りまして、ふるさと応援寄附金事業、予算の内訳について主なものを申し上げます。

第7節報償費9,600万円は、寄附をしていただいた方へのお礼の品の代金でございます。

第8節旅費15万4,000円は、ふるさと納税制度に関する研修会等に参加するための経費を新設しようとするものでございます。

第11節2,949万2,000円につきましては、返礼品を送付する運搬料と郵便

料及び手数料でございます。同節につきましては、前年度比2,394万2,000円の増額となっておりますが、前年度まで委託料に含まれていた運搬料並びに寄附者に受領証明書及びワンストップ特例申請書を発行するための手数料を、より有利な条件で費用負担するに当たり、役務費に計上しようとするものでございます。

続きまして、12節委託料3,360万円でございます。まず、ポータルサイトへの委託料800万円につきましては、寄附の受付から事業者への返礼品の発注、事業者から請求に対する支払いまでを一括管理するポータルサイト、さとふるへの委託料でございます。

次に、ふるさと応援寄附業務委託料2,560万円ですが、本業務に関する寄附増額のための営業、寄附者への広告宣伝業務、寄附の入り口となるインターネットサイトの構築、関連システムへの対応、寄附者からの問合せ対応などを総合的に委託するもので、特に広告宣伝分野に関しましては、インターネット環境上の高度な手法を取り入れることで、寄附額増額とともに市のPRを充実させようとするものでございます。

13節使用料2,880万円のうち、ふるさと応援寄附申込みシステム使用料2,560万円は、寄附を受け付けるための申込専用システムに要するものでございます。また、ふるさと応援寄附広告使用料320万円は、楽天やふるなびのサイトに連携するものでございます。

18節負担金補助及び交付金、羽生市地場産品創出支援事業補助金800万円は、新たに返礼品とする地場産品の開発や、既存返礼品の増産に取り組む企業を支援するもので、クラウドファンディングの考え方を取り入れた補助金となっております。

次のページにかけての第24節積立金3億1,200万2,000円は、主にふるさと応援寄附について、その全額を基金に積み立てるものでございます。積み立てた基金は、翌年度当初の各事業に充当いたします。

続きまして、お手元の予算説明書の112ページ最上段、観光一般経費につきましては、四季を通じて各種イベントの開催や伝統芸能団体の支援を行なっている観光協会への補助及び観光関連事業に伴う交付金並びに観光施設の維持管理のために要する費用が主なものでございます。

また、観光費4,832万円は、前年度に比べ143万9,000円の減額計上となっております。その主な要因は、補助金、交付金の見直しでございます。

主な特定財源といたしましては、ふるさと応援基金繰入金2,615万8,000円

で、観光協会への補助金と世界キャラクターさみっと i n 羽生開催事業交付金などでございます。

それでは、観光一般経費の内訳について主なものを申し上げます。

初めに、第7節報償費17万5,000円は、キャラクターの着ぐるみアクターへの謝礼及びロケーションサービス等の際し、関係者へ地場産品を提供することで市を印象づけてもらうためのものがございます。

次に、第8節旅費71万3,000円は、世界キャラクターさみっと i n 羽生参加団体が開催する全国各地のご当地イベントからの出演依頼に応じて、これらに参加することで本市の活動や地場産品のPRを行うために要するものがございます。

続きまして、11節役務費106万7,000円でございます。通信運搬費のうち運搬料の21万6,000円は、着ぐるみの修繕とイベント参加に伴うものです。また、手数料62万2,000円のうちクリーニング手数料39万6,000円は、着ぐるみのクリーニング代で、データ加工手数料16万8,000円は、羽生市PR冊子を現状に即する内容に校正するために要するものがございます。

次のページにかけまして、12節委託料でございます。観光施設の清掃、維持管理などに伴う経費となっております。

13節使用料及び賃借料26万5,000円は、出張時の有料道路及び駐車場の使用料のほか、動画素材を利用するための使用料及びお種さんの資料館の土地借上料でございます。

18節負担金補助及び交付金4,223万4,000円でございます。

まず、負担金23万4,000円につきましては、羽生市をPRするために配置した画像や動画を編集するためのアプリケーションの利用方法を学ぶ講座への参加費用及び埼玉県物産観光協会の年会費のほか、観光情報の提供や市内事業者との協働で地場産品の直売などに取り組むための負担金でございます。

次に、補助金3,250万円は、一般社団法人羽生市観光協会への補助金でございます。各種イベント開催や芸能団体への補助及びその支援を行う観光協会の運営費と人件費となっております。

最後に、交付金950万円は、世界キャラクターさみっと i n 羽生の開催に伴う交付金でございます。

以上が説明でございます。よろしくお願いたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言願います。

田口委員。

○田口さとる委員 観光プロモーション課所管部分におきます新規事業、もしくは重点事業について、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 ただいまご質問いただきました観光プロモーション課の重点事業及び新規事業につきましてご説明いたします。

まず、ふるさと応援寄附事業でございます。本事業は、現在、対前年比150%の3億2,000万円の寄附額を目指しており、次年度につきましても、さらなる自主財源の確保のために引き続き寄附額の増額に努めてまいります。また、本事業は、先ほどご説明いたしましたとおりですが、寄附の返礼品となる地場産品の力を借りまして、全国に本市を情報発信する絶好の機会となっております。次年度も、新しい地場産品の創出に取り組む事業者を支援することで新たな返礼品を充実させ、寄附額の増額とともに地場産品の魅力向上による地域産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、14回を迎える世界キャラクターさみっとin羽生の開催につきましては、新たな会場の選定や開催経費活用に工夫を凝らしつつ、全国各地の地域おこし団体とつくり上げる地方創生イベントとしてさらに充実した内容で開催したいと考えております。

最後に、明日の補正予算第9号でご説明させていただきます利根川の観光活用が新規事業でございます。本事業は、利根川の観光活用に向けたワークショップや親水イベントを開催するための実行委員会を立ち上げ、その実行委員会を支援することで利根川の魅力を再認識していただくと同時に、川俣関所跡や勘兵衛松の並木などの史跡などを通じた、川とまちのつながりを利用した観光の可能性を探ってまいりますのでございます。

以上のような事業を通じまして、市民協働で観光施策を実施することにより、羽生市の活気を全国に発信したいと考えております。

以上3点でございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

小林委員。

○小林誠弥委員 ふるさと応援事業のところなんですけれども、3億2,000万円を目標としてということで、ちょっとすみません、いまいちこの仕組みが理解できていなく

て申し訳ないんですけれども、今回予算のほうは5億……、前年より1億幾らか増やしてというところなんですけれども、さっきの商工課さんのほうではいろいろ予算がかつかつ状態で、カットしながらというふうにやっていますけれども、この部分に関しては逆に1億円、前年度より上がっていてというところなんですけれども、これを1億円上げて、メリットというのはそんなに大きいものなのではないでしょうか。3億2,000万円を目標とするに当たって、費用対効果をご説明をお願いします。

○齋藤万紀子委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 まず、ふるさと応援寄附でございますけれども、損益計算の部分で説明させていただこうと思っております。

まず、想定寄附額3億2,000万円に対して交付税措置がされ、寄附額のうち住民・市民税控除額の75%が充てられます。この措置額が約8千500万円と見積もられておりますので、羽生市の損失といたしますと約2,800万円を想定しております。

一方で、3億2,000万円を寄附額として頂くと仮定すると、経費が約1億8,000万円と想定されますので、羽生市といたしますと、約1億4,000万円が利益となります。よって、利益から損出を差し引くと1億1,000万円程が私どもの利益となるというものでございます。

そういった控除額、国の交付税、そして寄附金、それにかかる経費ということで、それぞれ勘案したところ、このような形で計上させていただいたものでございます。

○齋藤万紀子委員長 質疑のほうはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、農政課所管部分について、農政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

農政課長。

○岡田隆史農政課長 農政課長の岡田です。よろしくお願いします。

説明に先立ち、本日同席させていただきます職員を紹介させていただきます。

農業政策係、係長の大塚です。

○大塚理恵子農業政策係長 大塚です。よろしくお願いいたします。

○岡田隆史農政課長 恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第1号 令和7年度羽生市一般会計予算のうち、農政課が所管いたします歳出、第6款の農業費についてご説明申し上げます。

お手元の予算書の102ページをご覧ください。

第6款農業費の予算総額は3億627万1,000円で、前年度当初予算額に対して1,378万4,000円の減額となっております。

それでは、目ごとに順次ご説明申し上げます。

まず、第1目農業委員会費は、農業委員会事務局の職員人件費及び委員会の運営に要する経費です。予算額は3,506万8,000円で、前年度当初予算に対しまして163万3,000円の増額となっております。

主な特定財源でございますが、(県)農業委員会費補助金421万7,000円は、委員報酬及び職員人件費を対象とした県からの定額補助です。

それでは、説明欄の中段の◎農業委員会一般経費について申し上げます。

主なものといたしましては、1節報酬1,208万5,000円は、農業委員10名及び農地利用最適化推進委員14名の報酬です。

11節役務費のタブレット端末通信料11万7,000円は、農業委員や農地利用最適化推進委員が現地調査や農地情報の確認などで使用する、国から支給されたタブレット端末8台分の通信料です。

続きまして、103ページ、12節委託料の農地台帳システム地図情報更新委託料22万円は、所有者、地番、地目、耕作状況、放棄地状況などを管理している農地台帳システムの地図データを更新するもので、3年ごとに実施しているものです。

次に、中段の第2目農業総務費は、農政課の職員人件費及び旅費等の経費です。

103ページ説明欄、一番下の◎農業総務一般経費は、農地中間管理事業を専門に推進する会計年度任用職員1名の報酬等の経費です。特定財源の農地中間管理事業業務委託金240万円は、この人件費に充当となります。

次に、104ページの中段、第3目農業振興費は、農業政策、農業経営支援及び新規就農者対策等の農業振興に要する経費です。予算額は1,822万3,000円で、前年度当初予算に対しまして664万7,000円の減額となっております。減額の主な要因としましては、農業振興助成事業において、圃場整備の事業量の減少に伴い、機構集積協力が減額となったこと、そして新規就農支援事業において、補助対象者の給付期間満了に伴い、青年就農給付金（経営開始型）が減額となったことなどが上げられます。

特定財源の主なものは、上から3つ目、（県）経営所得安定対策推進事業費補助金420万2,000円は、農業再生協議会が行う経営所得安定対策に対して交付されるものです。その下の（県）機構集積協力金交付事業費補助金139万5,000円は、担い手への農地集積に協力した地域に対する協力金に対する国の補助金で、補助率は国10分の10となっております。

では、説明欄、◎農業振興一般経費について主なものを申し上げます。

説明欄の下から3行目、第12節委託料のアライグマ等捕獲処理業務委託料396万円は、箱わなの貸出しによって捕獲されたアライグマなどの引取り、処分に関わる経費です。

続いて、105ページです。

18節負担金補助及び交付金のうち、補助金の農業再生協議会補助金420万2,000円は、全て国の米政策、経営所得安定対策事業の推進に関わる経費であり、派遣職員の委託料、水田管理システム等の事務的経費に使用されるものです。

続いて、中段の◎農業振興助成事業のうち、主なものを申し上げます。

18節負担金補助及び交付金のうち、遊休農地対策事業費補助金140万円は、障害物除去、深耕等に関わる経費について支援し、遊休農地の再生利用を図ろうとするものです。

次に、地産地消推進事業補助金15万円は、キュウリ、イチゴ、ミニトマトやお米など、羽生産の農産物を消費者にPRすることを目的として、農業者団体が行う新米まつりやアグリフェスなどのイベント開催を支援するものです。

次に、機構集積協力金139万5,000円は、実質化した人・農地プランの策定地域等を対象として、農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域に交付されるもので、交付単価は10アール当たり2万8,000円で、財源は国10分の10です。

今年度の対象地区は、ほ場整備事業の工期が1年延長となった村君地区498アールのみとなります。この協力金の使途については、農道舗装や用排水路の補修、共同利用機械の購入など、地域農業の課題解決のために地域が主体となって実施する事業に充てられます。

続いて、◎新規就農支援事業です。

主なものとして、18節負担金補助及び交付金のうち、106ページの上から2行目、青年就農給付金（経営開始型）60万円は、就農を開始して間もない認定新規就農者に対し、その後の定着を図るため支給されるもので、令和7年度は1名分を計上しております。財源は、国10分の10です。

次に、経営継承・発展支援事業費補助金100万円は、将来にわたって地域農業を担う経営体を確保するため、担い手から農業経営を継承し、発展させるための取組を支援するものです。補助率は、国2分の1、市2分の1となっております。

続きまして、第4目畜産業費は、畜産農家の経営安定を図るために実施する家畜伝染病予防のための事業等に要する経費です。予算額は136万8,000円で、前年度当初予算に対して同額となっております。

18節負担金補助及び交付金のうち、補助金の市家畜自衛防疫協議会補助金126万円は、家畜伝染病の発生を予防するため、豚熱ワクチン予防接種の助成や防疫薬剤の配布を行う羽生市家畜自衛防疫協議会への補助金です。

続きまして、106ページの中段になります。

第5目農地費ですが、これは農業の生産性、効率性の向上を図るため、区画拡大などのほ場整備や用排水路改修工事等による生産基盤の整備に要する経費です。予算額は1億2,968万7,000円で、前年度当初予算に対しまして616万3,000円の減額となっております。

主な特定財源ですが、1つ目の県単土地改良事業費補助金720万円は、排水路の改修及び水路への転落防止柵設置に対する県補助金で、補助率は排水路改修が3分の1、転落防止柵設置が2分の1です。

特定財源の2つ目、多面的機能発揮促進事業費補助金2,253万4,000円は、農業農村の多面的機能を維持・発揮するための地域の共同活動を支援するための補助金です。具体的には、農道や農業用水路の保全、自然環境の保全、景観形成などの活動を支援するものです。

特定財源の4つ目、地方債のほ場整備事業債1,610万円は、埼玉型ほ場整備事業の負担金に係る市の借入金です。

では、説明欄、◎農地一般経費について、主なものを申し上げます。

12節委託料の多面的機能支払事務支援委託料240万9,000円は、農地の多面的機能の維持管理に取り組む組織が行なっている活動の現地確認及び書類作成に係る業務を埼玉県土地改良事業団体連合会に委託するものです。

続いて、◎用排水路改修事業のうち、主なものを申し上げます。

12節委託料のうち、107ページの1行目、調査測量設計委託料712万円は、令和7年度に実施する予定の水路改修工事等に必要な測量や設計業務に要する経費です。

14節工事請負費の用排水路等改修工事請負費4,975万円ですが、これは地区要望の用排水路の改修工事7か所、水路転落防止柵設置工事1か所及び緊急修繕工事に要する経費の計上です。

次に、◎団体助成事業について申し上げます。

主なものとしましては、18節負担金補助及び交付金のうち、負担金として3つ目のほ場整備事業負担金2,342万5,000円です。これは、藤井下組2期地区のほ場整備事業に係る市の負担金です。藤井下組2期地区は、公社営埼玉型で実施し、令和6年度には測量、実施設計が行われ、令和7年度に工事に着工、令和7年度末に完成する見込みとなっております。

次に、農業基盤整備基礎調査等負担金525万円は、弥勒北地区においてほ場整備事業の事業化に向け、県が実施する基礎調査に係る市の負担金です。

次に、交付金の多面的機能支払交付金2,671万3,000円ですが、これは地域ぐるみで農地を維持するため、農地の保全管理や水路の泥上げ、農道の草刈りなどに取り組む13の地域を支援するものです。

続きまして、107ページの下段です。

第6目農村センター費は、三田ヶ谷農村センターの管理運営及び施設の維持管理に要する経費です。予算額は688万円で、前年度当初予算に対しまして11万6,000円の減額となっております。

主なものとしましては、10節需用費のうち修繕料250万円は、施設の老朽化による緊急修繕に要する経費で、また12節委託料のうち農村センター管理業務等委託料228万円は、施設運営管理や夜間警備に係る経費です。

その下の樹木伐採業務委託料60万円は、農村センター敷地内の桜の木がクビアカツヤカミキリの食害を受けたため、道路に面した3本を伐採するものです。

次に、第7目市民農園費は、東4丁目にあります市民農園95区画の管理運営に要する経費です。予算額は108万6,000円で、前年度当初予算に対しまして11万7,000円の増額となっております。

続きまして、109ページです。

第8目農林公園費は、三田ヶ谷農林公園の指定管理料及び施設維持管理などに要する経費です。予算額は2,933万円で、前年度当初予算に対しまして622万1,000円の減額となっております。

では、説明欄、農林公園一般経費の主なものについて申し上げます。

12節委託料の農林公園指定管理料2,660万円は、令和5年4月より指定管理者に指定された株式会社アグリメディアが農林公園の維持管理を行うに当たり、5年間の協定に基づく指定管理料について計上するものです。

13節使用料及び賃借料のうち、空調機借上料270万6,000円ですが、物産館及びレストラン棟の空調機のリースに係る経費です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○齋藤万紀子委員長 暫時休憩いたします。

再開は1時といたします。

午後 零時 分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○齋藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の農政課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 農政課所管部分における重要施策と新規事業について、詳しく説明のほうをお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 令和7年度の重点事業、3つ挙げさせていただきます。

1つ目は、ほ場整備事業の推進です。

令和2年度から事業が進められてきた井泉大房地区は、今年度の令和6年度末で事業完了。同じく令和2年度から事業が始まった村君地区は、工期を1年延長し、令和7年度末での完了見込みとしております。そして、令和6年度から事業が始まった藤井下組2期地区は、公社営埼玉型で実施され、令和7年度に工事を行い、令和7年度末に完了の見込みです。また、弥勒北地区においては、まだ事業化がされておりませんが、換地方式での令和10年度の事業化に向け、基礎調査や地元の調整を行なっております。今後も国や県の補助を受け、ほ場整備事業を推進することで、農地の利用効率を向上させ、持続可能な農業を実現してまいります。

2つ目は、令和7年度の当初予算ではなく、明日の補正予算9号で説明させていただくものですが、防除費物価高騰対策補助金です。

昨年、羽生市では斑点米カメムシ類の一種であるイネカメムシが大量発生し、市内の多くの米農家において品質や収量が低下する被害が出たことを受けて、この事業は令和7年度産の水稻へのイネカメムシ被害を軽減するため、防除のための薬剤購入費や散布委託費に対して補助することで持続的な農業経営を支援するものです。この支援事業をきっかけにカメムシ類への防除への意識が高まり、広域的な防除につなげ、今後の被害を減らしていければと考えております。

3つ目は、スマート農業の推進です。

スマート農業機械の導入支援については、本市農業が直面する担い手不足や遊休農地の増加などの課題解決に向け、先端技術を駆使したスマート農業の普及を図り、農作業の省力化、効率化等を実現することを目的として取り組む事業です。内容は、ドローンや自動操舵システムなど、生産における省力化や効率化につながるICT機器及びロボット技術の導入に要する補助金の交付ですが、特に昨年度にイネカメムシの被害が大きかったこともあって、個人での薬剤散布のためドローンを購入したいという相談が農業者から数件寄せられております。引き続き、この事業により市スマート農業の技術導入を支援し、羽生市における農業の発展を目指してまいります。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

島村委員。

○島村 勉委員 109ページの農林公園なんですけれども、指定管理のアグリメディアに、空調機の故障で空調機の借上料に270万6,000円、これは修繕費の代わりにということですか。

○斎藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 キャッセの物産館とレストラン棟についている空調機なんですけど、平成13年の開園以来、24年が経過しております、1回も更新することなく来ておりました、修繕ができないという状況になっておりました、今年度、空調機の修繕とか購入という形ではなくて、借り上げという形で更新させていただいたものでございます。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 これからずっとじゃ借り上げてというか、例えば指定管理料は2,660万円だけれども、それプラス毎年借り上げてあげる270万円を、二千九百何万円になるということですか。

○斎藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 一応10年間のリースを考えておりました、この借り上げについては、10年間は市のほうで負担して借りるということで考えております。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 10年間で270万円じゃないでしょう。

○斎藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 これは1年分の費用ですので、10年間というと2,700万円ということになります。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 平成13年から使っていたからということでもありますけれども、そうしたら、じゃこういう事態もある程度考えていたんですか。この後ずっとこのぐらいの金がかかってもしょうがないというふうな。

○斎藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 本来であれば、指定管理を出す前に、壊れている場所等を全部把握して、全部修繕して、それで指定管理者を募集するべきだったとは思っております。ただ、指定管理を出した後で、もともと調子が悪かったとはいえ、指定管理者に指定管理

を出した後で故障しておりますので、この辺については、農林公園を今後も続けていくという上ではやむを得ないものかなということで考えております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それは、じゃ交換するとかそういう計算とかはしていないわけですか。

例えば10年間で2,700万円もかかります。エアコンも二十何年間ももったわけですよ。その物産館と2つのほうからもしや交換する場合に、その辺はちゃんと計算しているんですか。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 費用的には、工事でやってもリースでやっても金額的には同じになったろうなということで思っております。リースというのは実際にかかった工事費を10年間分割で払うような考えでして、リースだから高くなった、工事でやっていたら安くなったということではなくて、工事費が分割払いになったというのが考えでございます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 例えば、今言ったように13年から23年間ですか、22年間か使えたわけ。そうしたら、10年間で同じぐらいだというけれども、じゃ10年後にはまたつけてあげなくちゃいけないか、その維持管理をしてあげなくちゃいけないと思うんですよ。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 リース期間は10年ですが、10年のリースのお金を払い切った時点でそれは市の所有になりますので、その先また10年使えるか20年使えるか分からないですが、壊れた段階で同じようなことに、20年先になるか30年先になるか分かりませんが、壊れた段階で農林公園がそのまま存続していた場合には、かかるものかなということで思っております。

○齋藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 じゃ、その今ついている故障したやつ、借り上げたやつ、その機種と、それらの見積りとか、それがあつたら後で見せてほしいと思うんですけども。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 見積はいただいておりますので、あとでコピーで提出させていただきます。

○斎藤万紀子委員長 では、よろしく願いいたします。

ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

田口委員。

○田口さとる委員 104ページ、特定財源のところのアライグマ個体分析調査業務委託があつて29万円とあるんですが、これに対応する支出業務みたいな、いわゆる調査業務というのはどこに当たるのかなという点がまず1つと、アライグマ、その横、右側、委託料のところ、アライグマ等捕獲処理業務委託料、順調に、去年に比べて1.5倍ぐらい増えています。個体数が増えたのか、それとも委託処理単価が上がっているのかということをお伺いしたいのがもう1点。

それと、107ページ、農村センター費のところ、去年なかった、これも財源のところなんですけれども、特定外来生物防除等対策事業補助金30万円、これはどういった目的で補助金が下りて、ザリガニなのかアライグマなのか、ちょっとその辺詳しくお聞きしたいのと、これが新しく加わった経緯等教えていただければと思います。よろしく願いします。

○斎藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 2つ目の質問をもう一度お願いしたい、何ページ……

○田口さとる委員 ごめんなさい、107ページ、農村センター費の特定財源のところ、国からの特定外来生物防除等。

○斎藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 まず、アライグマのほうから説明させていただきます。アライグマ個体分析調査業務委託金29万2,000円の部分については、これはどこに充てられているかというと、アライグマ等捕獲処理業務委託料396万円に充当されるものです。

アライグマのほうは年々増加しておりまして、令和5年度の段階でアライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、合わせまして203頭を捕獲しております。令和6年度、今年2月の段階で、まだ3月を残して221頭の捕獲がされております。アライグマのほうは年々毎年増えていっております。

昨年まではこの捕獲処理業務委託料のほうは200万円でやっていたんですが、委託できなかった分、100頭分を超えた分については、最終処分場で職員が2人がかりで始

末というか処分していたんですが、1回やるのに職員2人が二、三時間、やっぱり時間がかかりますので、職員の手間が大分かかる。その分できなかった分が帰ってきて残業しなくちゃならなくなってしまうということで、その分委託のほうで何とか数を増やせないかということで財政課さんのほうにちょっと交渉させていただいて、今回は171頭分を396万円ということで予算をつけていただきました。もちろん単価についても、今までは1万9,000円ぐらいで処理できていたものが、令和7年度は2万1,300円かかるということで、まだ入札をやってみないと分からないんですが、設計の段階では2万1,300円ということで見積りをいただいております。

アライグマについては以上です。

それから、107ページの農村センター費、国の特定外来生物防除等対策事業補助金30万円ということなんですが、これは委託料の樹木伐採業務委託料60万円、こちらに充当されます。こちらはクビアカがやはり桜の木を食害しておりまして、農村センターは24本ぐらい桜の木があるんですが、そのうち何本かもう食害に遭っていて、倒壊の危険があるということで、今回道路側の3本分の伐採ということで、60万円の予算をつけていただきました。この特定財源については、そちらのほうに充当ということになります。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 この伐採業務に関しては、今、市内でいろいろなところで、中央公園とかも切っているんですけども、同じようにこの補助金というのは出るものなんですか。国のほうから出るんですかね、ほかの伐採も。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 これは環境課のほうで受けて、それを分配というか、配分するような形で桜の木を切るところに配分しているものだということで認識しております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 大丈夫でしょうか。

追加の説明などはありませんか。

環境課長。

○田口真也環境課長 この特定外来生物防除等に対する補助金につきましては、今、農政課長の説明があったとおり、各施設でクビアカツヤカミキリの被害に遭った桜、放って

おきますと、やはり倒木で市民にけがをさせたりするリスクがございますので、年間通じて計画的に、例えば農村センターですとか学校、公民館、そういうところを対象に、何本伐採するのかというか、何本やられているのかを基に国に補助金申請しまして、それでもらえた金額を充当しているという事業になっております。よろしく申し上げます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

小林委員。

○小林誠弥委員 105ページの農業振興助成事業の中の担い手育成支援事業補助金、それと新規就農支援事業の補助金の青年就農給付金（経営開始型）ですけれども、こちら辺が減額になっておりますけれども、令和6年度のこの補助金の活用状況がもし分かれば教えていただければと思います。

○齋藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 まず、担い手育成支援事業費の補助金のほうなんです、こちらは農協のほうで農業者が田んぼとか畑とかをやった方に国の補助金をもらって配る農業再生協議会という団体があるんですが、そちらの団体の直まきの補助金で使わせていただいております。令和5年度の実績でよろしいでしょうか。令和5年度は、直まき栽培費助成ということで、担い手育成支援事業費補助金、イオンアグリ農場に3万円の補助を出しています。

それから、もう1点、次の新規就農支援業の青年就農給付金（経営開始型）の件でよろしかったでしょうか。この補助金は経営が新規就農者が経営を始めて、それが安定するまで生活費とかそういった部分に使っていただいているということで国のほうから10分の10補助金が出ているもので、令和6年度は一応お二人いまして、1人が1年間で150万円、もう一人が1年間で120万円、これは上半期60万円、下半期60万円、150万円のほうは上半期75万円、下半期75万円ということで出ているんですが、令和6年度の実績はそのような形になっております。

令和7年度の60万円というのが、そのお一方、半年で75万円もらえる方の給付期間が終了して、60万円の方の半期分が残っているということで、この60万円の計上ということになっております。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 ということで、例えばこれから新しい方がこの給付金を利用するといったときには、またそれを国のほうに申請をして手続が進んでいくというような流れ

なのでしょうか。確認させてください。

○斎藤万紀子委員長 農政課長。

○岡田隆史農政課長 ご相談いただいた後で、県を通して国のほうに請求させていただくような形であります。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

[発言する者なし]

○斎藤万紀子委員長 よろしいでしょうか。

農政課長。

○岡田隆史農政課長 先ほど、午前中の説明の中で、1点ちょっと説明が間違ってたところがありましたので、修正させていただきます。

午前中、機構集積協力金の中で、今年度の対象地区はほ場整備事業の工期が1年延長となった村君地区で、面積が898アールと申し上げたんですが、正式には498アールの間違いでした。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○斎藤万紀子委員長 了解いたしました。

この件に関しては、質疑等大丈夫でしょうか。

[発言する者なし]

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時24分 休憩

午後 1時26分 開議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第1号、会計課所管部分について、会計管理者兼会計課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

会計管理者兼会計課長。

○関根章典会計管理者兼会計課長 会計管理者兼会計課長の関根でございます。どうぞよろしく願います。

同席の職員を紹介させていただきます。

会計係長の本元でございます。

○木元典子会計係長 本元です。よろしく願いいたします。

○関根章典会計管理者兼会計課長 どうぞよろしく願いいたします。

着座にて失礼いたします。

令和7年度一般会計歳出予算のうち、会計課所管部分につきましてご説明いたします。

参考資料、予算説明書の31ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第4目会計管理費についてご説明いたします。

本年度予算は2,685万6,000円で、前年度より1,319万8,000円の増額であります。

右側の説明欄をご覧ください。

会計一般経費の主なものにつきましてご説明させていただきます。

まず、第10節需用費の3行目の印刷製本費3万4,000円は、共通封筒等の印刷製本費でございます。22万8,000円の減となりましたが、議員皆様のご協力等によりまして決算書がペーパーレス対応となりましたので、決算書の印刷代が皆減になったことによるものでございます。

次に、第11節役務費、手数料のうち、3行目、公共料金事前通知サービス取扱手数料16万4,000円は、電気料、電話料、水道料、NHK受信料などの公共料金につきまして、事前にその請求通知をデータで受け取るための手数料でございます。

公金取扱事務手数料110万円は、指定金融機関である埼玉りそな銀行の市役所内の派出所に係る人件費等の経費の一部負担として同行に支払うものでございます。

公金振込手数料1,275万1,000円は、公金の振込みを行うための手数料です。820万3,000円の増となった主な理由は、口座振り込みが1件50円から100円になったこと、また埼玉りそな銀行以外の銀行の振り込みに対しまして、令和6年10月から手数料が生じております。こちらが今まで1件31円から62円になったことによるもので、増額となっているものでございます。

次に、現金取扱保険料10万6,000円は、市の公金について保管や輸送中に火災や盗難などにより損害が生じた場合に補償される全国市長会の公金保険の費用でございます。

次に、12節委託料、日計処理業務委託料726万8,000円は、市税等の納付による日計処理業務の委託料でございます。皆様が納めていただいた税金等の納入済通知

書の読み取り処理を行い、歳入の会計別、科目別等にデータ化するための業務でございます。

次に、システム標準化に伴う改修対応業務委託料415万8,000円は、令和7年11月から地方公共団体情報システムの標準化への入替えを実施しますが、税金等の消し込み処理が引き続き行えるよう、改修業務を委託するものでございます。

32ページをご覧ください。

次に、第13節使用料及び賃借料21万5,000円は、口座振り込みによる支払いをするための伝送システム使用料でございます。

次に、第23節投資及び出資金、事務取扱資金44万円は、担当課窓口で公金の取扱い時において釣銭が必要な課に対して年度当初に支出し、年度末に釣銭ということで回収しているものでございます。

次に、少し飛びまして、46ページをご覧ください。

第19目諸費のうち、一番下の◎収入印紙売りさばき事業につきましてご説明いたします。

第10節需用費、47ページをご覧ください。

消耗品費760万7,000円は、パスポート申請等のため、収入印紙を郵便局から購入する費用等でございます。これまでの売上げの推移等を鑑み、760万7,000円といたしました。

以上で説明を終わりにします。どうぞよろしくお願いたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 所管部分における重要施策等ございましたら、ご説明をお願いします。

○齋藤万紀子委員長 会計管理者兼会計課長。

○関根章典会計管理者兼会計課長 こちらのほうでシステム標準化に伴う改修対応業務委託料ということで415万8,000円、こちらがでございます。システム標準化によりまして、令和7年11月から税金、また保険料、そちらのほうの納付書のレイアウトも標準化されます。これまでと納付書のほうの形も変わりますが、収納データを各システムに反映し、適正に事務処理を行えるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 46 ページ、収入印紙売りさばき事業に関してなんですけれども、昨年よりちょっと減っているのは何でしょう。例えば円安でパスポートを新たにする需要が減っているからとか、そういう見込みがあるからということなんだろうという点が1つと、あと収入印紙を市で扱うケースは、パスポート業務以外には基本的にはないんですかね。あと、印紙の取扱いがだんだん何か電子化していく流れがあるようなんですけれども、そういったところの影響というのは今のところあるのでしょうかということをお伺いいたします。

○齋藤万紀子委員長 会計管理者兼会計課長。

○関根章典会計管理者兼会計課長 こちらにつきましては、収入印紙の売りさばきということで、消耗品費のほうは昨年よりも420万円ほど下がっているということで、こちらの理由ということですが、前年度のほうは少し多かったものということで、金額が多かったと。実情に合わせてということでこちらのほうで金額も精査させていただいて、今回は760万7,000円ということで、近年の状況等を鑑みまして、こちらのほうで計上させていただいております。

2つ目は、こちらについては、今、パスポートのほうは市民生活課のほうで市のほうに権限移譲されておりますので、そちらで取るためにこちらについての収入印紙を使うのがほとんどですが、それ以外でもたまに使い道が何件かはありますが、ほとんどはうちのほうのパスポートの申請ということで捉えているところでございます。

また、もう1点あったと思います。キャッシュレスのほうは、こちらについての県証紙のほうはキャッシュレス化ということで、なくなっております。県のほうは終わっているということですが、今はまだ印紙のほうは残っておりますので、その中でうちのほうも適切に対応するというので、会計課のほうで印紙を取り扱っているところでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時38分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、監査委員事務局所管部分について、監査委員事務局長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

監査委員事務局長。

○根岸紀夫監査委員事務局長 監査委員事務局長の根岸です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

参考資料、一般会計・特別会計予算説明書の38ページをご覧ください。

右側説明欄、公平委員会一般経費27万3,000円について申し上げます。

1節報酬12万4,000円は、委員3名分の報酬です。

続きまして、8節旅費4万4,000円は、全国、関東、埼玉県それぞれの公平委員会連合会で開催される総会、研究会の参加に伴う委員の費用弁償及び職員の普通旅費となります。

18節負担金補助及び交付金9万円は、全国公平委員会連合会等への負担金や研究会への参加者負担金となります。

次に、固定資産評価審査委員会一般経費7万8,000円について申し上げます。

主なものは1節の報酬となり、固定資産評価審査委員3名分の委員報酬5万4,000円となっております。

続きまして、57ページの下段になります監査委員一般経費167万5,000円について申し上げます。

1節報酬118万7,000円は、監査委員2名分の委員報酬となっております。

10節需用費、消耗品費38万7,000円は、加除式の実務書の追録代やコピー代等となっております。

58ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金8万9,000円は、全国都市監査委員会等の負担金と

なります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 所管部分における重要施策等がありましたら、補足のほうをお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 監査委員事務局長。

○根岸紀夫監査委員事務局長 重要施策になりますが、一応うちのほうは事業課ではないので、新規事業や重点事業というふうにはならないんですが、うちのほうは市の業務が効率的、効果的に運営できているか、それを調査しますので、決算審査や定期監査の適正な実施に努められるよう心がけております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時50分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

学校教育部長。

○橋本良典学校教育部長 皆様、こんにちは。学校教育部長の橋本でございます。

先日の議案質疑、一般質問におきましては大変お世話になり、ありがとうございました。

本日ご審議いただく学校教育部所管の第10款教育費のうち、教育総務費、小学校費、中学校費につきましては教育総務課長と学校教育課長が、保健体育費につきましては学

校給食センター所長がご説明申し上げます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、議案第1号 令和7年度羽生市一般会計予算別冊1のうち、教育総務課及び学校教育課所管部分について、教育総務課長及び学校教育課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 教育総務課長の米花でございます。

関連がございますので、蓮見学校教育課長と共によろしく願いいたします。

同席している職員を紹介いたします。

教育総務課総務係長の平川と、学校教育課副参事の松村です。

恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 令和7年度羽生市一般会計予算、第10款教育費のうち、教育総務課及び学校教育課所管の主なものについて、予算書に沿って説明申し上げます。

10款教育費、第1項教育総務費、1目教育委員会一般経費、1節報酬239万円のうち236万2,000円は、教育委員4人分の報酬でございます。月額報酬は4万9,200円です。

9節交際費20万円は、教育長及び教育委員の交際費で、各団体の総会等の出席会費及び慶弔費等でございます。

ページが変わります。

次に、第2目事務局費です。

まず、教育総務課所管部分の事務局一般経費となります。

予算額105万4,000円は、前年度予算額から109万円減少しておりますが、これは羽生市立学校適正規模審議会委員報酬44万円及び小学校閉校記念事業・開校記念事業交付金60万円が令和6年度で終了したことによるものでございます。

ページが変わります。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 それでは、学校教育課が所管します事務局一般経費3,238万2,000円のうち、主なものについて説明申し上げます。

1節報酬、いじめ問題調査審議会委員報酬19万5,000円は、平成25年、いじ

め防止対策推進法施行に伴い、いじめ防止のための教育委員会附属機関及びいじめの重大事件の調査機関として設置された羽生市いじめ問題調査審議会の委員5人分の報酬でございます。

羽生市学校運営協議会委員報酬75万6,000円は、市内全小中学校において学校運営協議会の委員のための報酬です。

会計年度任用職員報酬476万5,000円は、教育研修センター所長、羽生市スクールソーシャルワーカー、教育相談員、学校教育課一般事務補助員、計4人分の報酬となっております。

7節報償費、報償金97万9,000円は、学力アップ羽生塾講師への報償金や各種研修会での講師謝金等の経費でございます。

11節役務費127万8,000円のうち、手数料110万7,000円は、児童・生徒の尿検査、児童・生徒結核定期診断精密検査手数料、車検手数料等でございます。

12節委託料755万9,000円は、教職員の健康診断、児童・生徒側わん症検査、心臓検診、水質検査、学力アップテスト委託料等でございます。

13節使用料及び賃借料108万8,000円は、健康観察アプリ使用料及び自動車借上料でございます。

18節負担金補助及び交付金716万1,000円は、各種研修会、協議会等の負担金19万9,000円と、各学校事業への交付金696万2,000円でございます。

19節扶助費384万円は、育英資金給与費と奨学資金給与費でございます。育英資金は高校生に月額1万円、奨学資金は大学生に月額2万円を給与するものです。

20節貸付金200万円は、入学準備貸付金として高校と大学等への入学者に貸し付けるものです。高校生は1人40万円、大学生は2人、それぞれ80万円を貸与するものでございます。特定財源として、18ページに記載がございます入学準備貸付金元金収入で、70万9,000円で貸し付けた方からの納入がございます。

続いて、英語教育推進事業について申し上げます。

予算額6,170万4,000円は、ALTに係る給料と委託料、英語検定料助成金を中心となります。

2節給料316万7,000円は、姉妹都市フィリピンのバギオ市から招致している国際化推進員及びALT1名に係る給料でございます。ALTとして中学校配置を予定しております。

3節職員手当等、4節共済費につきましては、同じく直接採用の国際化推進員、ALT 1名に関するものです。

12節委託料5,384万5,000円は、派遣業者から派遣される外国語指導助手（ALT）に係る委託料でございます。小学校9名分、中学校2名分のALTです。各学校での外国語活動や外国語科の学習の補助として仕事をしてもらいます。

13節使用料及び賃借料59万4,000円は、バギオからのALT 1名分の家賃賃借料負担分です。特定財源として、19ページに記載がございます雑入として、ALT家賃個人負担金でございます。家賃の月額半額に当たる金額を個人負担としており、合計27万円を納入していただきます。

続きまして、18節負担金補助及び交付金131万7,000円のうち、補助金100万円ですが、中学3年生の英語検定受験料の助成金となっております。

次に、発達障がい等早期支援対策事業428万2,000円について申し上げます。

12節の委託料322万1,000円は、臨床心理士巡回相談とWISC検査実施の委託料です。

13節の使用料及び賃借料99万円は、特別支援教育コーディネーターが使用している教育ソフトの使用料となっております。

○米花竜二教育総務課長 次に、GIGAスクール構想整備事業でございます。

12節委託料、小・中学校ネットワークアセスメント調査業務214万5,000円は、1人1台端末のネットワークアクセスの確保のため、課題点について調査をするものでございます。

次に、第2項小学校費、第1目学校管理費の小学校管理一般経費のうち、教育総務課所管分です。

1節報酬、校医報酬678万1,000円は、学校医、学校歯科医、眼科医、学校薬剤師に対する報酬です。学校再編成に伴い、児童数による学校医等の人数の見直しを行い、歯科医、眼科医、薬剤師が昨年度よりそれぞれ2名減となっております。

10節上下水道料1,055万6,000円は、再編成により2校分の水道料の減少があるものの、水道料金体系の見直しの影響から、昨年度比125万6,000円の増加となっております。

ページが変わります。

修繕料1,205万7,000円は、各学校からの施設修繕の要望や近年増加してい

る学習用パソコンの修理等に対応するため、昨年度比213万5,000円増加となっております。

12節委託料、スクールバス運行業務委託料4,081万3,000円は、羽生東小学校スクールバスを運行するため、株式会社協同バスとの契約に基づき、スクールバス4台を運行するものです。

ページが変わります。

13節賃借料のうち、パソコン借上料1,952万円は、小学校用のセンターサーバー及び教職員用パソコン257台分の賃借料です。このうち83台は令和7年10月に入替えを予定しております。

コピー機・印刷機賃借料598万8,000円は、令和6年11月から新たなコピー機のリースを開始したことから、前年度比340万7,000円増加しております。なお、賃借料には保守費、インク代、印刷費等を含んでおります。

14節工事請負費1,053万5,000円は、学校施設設備の改修費で、羽生北小学校トイレ洋式化改修工事などを予定しております。特定財源としまして、小学校施設整備工事事業債1,050万円となっております。

17節備品購入費のうち、機械器具費60万円は、消火器のほか、各校に1台ずつネットランチャーを配備するものでございます。

○蓮見典昭学校教育課長 続きまして、学校管理一般経費、小学校分、学校教育課所管分について説明を申し上げます。1,977万1,000円についてご説明いたします。

1節報酬1,623万1,000円は、小学校における給食補助員の報酬でございます。

11節役務費の14万8,000円について、手数料につきましては聴覚検査に使用する検査機器オーディオメーターの検査の手数料でございます。

続きまして、13節使用料及び賃借料137万4,000円は、市内音楽会、藍染め体験教室、特別支援学級合同学習会で児童が移動するためのバスの借上料でございます。

18節負担金補助及び交付金78万5,000円は、埼玉県、全国の小学校教育諸団体の負担金や会費でございます。

○米花竜二教育総務課長 続きまして、小学校施設維持管理事業です。

12節委託料1,896万8,000円は、小学校9校分の施設、設備、樹木管理等に係る業務委託料となります。

施設・設備点検業務委託料201万3,000円は、学校施設について劣化等による是正の必要が生じている箇所を把握し、効果的な修繕を行うため、小学校3校（須影小、川俣小、羽生東小）の校舎や体育館について、建築基準法の規定に基づく点検等を実施するものです。

小学校サクラ等伐採業務委託料198万円は、クビアカツヤカミキリの被害を受けた桜10本を伐採するものです。なお、特定財源として、国の特定外来生物防除等対策事業補助金99万円が充当されます。

ページが変わります。

次に、第2目教育振興費の教育振興一般経費のうち、教育総務課所管分です。

10節需用費、消耗品費539万3,000円は、各小学校に新聞を2紙を配備するための新聞購読料や、調理実習用食材、実験用薬品等の消耗品でございます。

17節備品購入費のうち、教育用器具費527万2,000円は、一般教材、クラブ活動用備品、理科教育等振興備品等になります。理科と算数の備品購入に係る特定財源として、国の理科教育設備整備等補助金72万6,000円がございます。補助率は2分の1となっております。

図書購入費324万6,000円は、学校図書館図書の購入費となります。

次に、19節扶助費2,853万2,000円です。

特別支援教育就学奨励費152万1,000円は、特別支援学級に就学する児童の保護者に対する経済的負担を軽減するための援助となります。特定財源として、国の特別支援教育就学奨励費補助金があり、補助率は2分の1でございます。

要保護児童就学援助費12万9,000円は、経済的理由により就学困難と認められる要保護世帯、生活保護世帯となりますが、こちらの児童保護者に対し支給する、虫歯や結膜炎など疾病の治療のための医療費及び修学旅行費となります。

準要保護児童就学援助費2,688万2,000円は、経済的理由により就学困難と認められる準要保護世帯、こちらは要保護に準ずる程度に困窮しているという基準で、生活保護世帯の1.5倍の所得水準で判定をしております。こちらの児童の保護者に対し、学校給食費、学用品費、修学旅行費、校外学習活動費等の援助を行うものです。

特定財源は、要保護児童就学援助費に係るものが2つございます。1つは国の要保護児童援助費補助金（学用品費）、もう一つが国の要保護児童援助費補助金（医療費）、これが別々の補助制度となっております。

なお、準要保護児童就学援助費は、令和6年度から309万円の減額を見込んでおりますが、これは対象児童数が減少することを見込んだものでございます。

○蓮見典昭学校教育課長 続きまして、教育振興一般経費、学校教育課所管、小学校分6,661万8,000円についてご説明申し上げます。

1節報酬5,301万8,000円は、小学校における給食補助員以外の会計年度任用職員の報酬でございます。

12節委託料997万5,000円は、プールが使用できない3校の水泳学習の民間委託を行うものでございます。

13節使用料及び賃借料30万4,000円は、オンライン使用時の著作権使用料でございます。

17節備品購入費、教育用器具費31万5,000円ですが、学級数増加に伴う教師用指導書等の費用となっております。

○米花竜二教育総務課長 続きまして、第3項中学校費、第1目学校管理費の学校管理一般経費のうち、教育総務課所管分です。

1節報酬、校医報酬354万6,000円は、学校医、学校歯科医、眼科医、学校薬剤師に対する報酬です。生徒数の減少による見直しを行いまして、学校医が昨年度から2名減となっております。

ページが変わります。

13節使用料及び賃借料のうち、パソコン借上料862万円は、中学校用センターサーバー及び教職員用パソコン110台の賃借料となっております。そのうち28台は令和7年10月に入替えを予定しています。

コピー機・印刷機賃借料199万6,000円は、令和6年11月から新たなコピー機のリースを開始したことから、前年度比114万3,000円増加をしております。

14節工事請負費859万8,000円は、学校施設設備の改修費で、西中学校スプリンクラーポンプ交換工事などを予定しております。特定財源として、中学校施設整備工事事業債850万円となります。

17節備品購入費のうち、機械器具費30万1,000円は、消火器、図書管理備品のほか、各校に1つつネットランチャーを配備するものでございます。

○蓮見典昭学校教育課長 続きまして、学校管理一般経費、学校教育課所管、中学校分751万5,000円についてご説明申し上げます。

1 節報酬 6 5 0 万 1, 0 0 0 円は、中学校給食補助員の報酬でございます。

1 1 節役務費の手数料 5 万 3, 0 0 0 円は、聴覚検査に使用する検査機器オーディオメーターの検査の手数料でございます。

1 8 節負担金補助及び交付金 3 0 万 5, 0 0 0 円は、埼玉県、全国の中学校に関する教育諸団体の負担金、会費でございます。

○**米花竜二教育総務課長** 次に、中学校施設維持管理事業です。

1 2 節委託料 8 7 0 万 8, 0 0 0 円は、中学校 3 校の施設、整備、樹木管理に係る業務委託料となります。

施設・設備点検業務委託料 1 0 2 万 6, 0 0 0 円は、西中学校の校舎や体育館について、建築基準法の規定に基づく点検等を実施するものです。

中学校サクラ等伐採業務委託料 9 9 万円は、クビアカツヤカミキリの被害を受けた桜 5 本を伐採する予定です。特定財源としまして、県の特定外来生物防除等対策事業補助金 4 9 万円が充当見込みでございます。

ページが変わります。

次に、第 2 目教育振興費の教育振興一般経費のうち、教育総務課所管分です。

1 0 節需用費、消耗品費 4 6 2 万 5, 0 0 0 円は、各中学校に新聞を 3 紙配備するための新聞購読料や実験用薬品等の消耗品となります。

1 7 節備品購入費のうち、教育用器具費 3 1 5 万 6, 0 0 0 円は、一般教材備品、部活動備品、理科教育振興備品と特別支援学級の備品及び教材の購入費となります。

図書購入費 1 0 6 万 9, 0 0 0 円は、学校図書館図書の購入費です。

次に、1 9 節扶助費 2, 5 1 3 万 4, 0 0 0 円です。

準要保護生徒就学援助費 2, 3 7 1 万円は、準要保護世帯の生徒の保護者に対し、学校給食費、学用品費、修学旅行費、校外学習費等を援助するものです。なお、前年度から 4 2 万 4, 0 0 0 円の減額となっておりますが、これは新入学生徒学用品費等の入学前支給の対象者数等が減少する見込みであることによります。

扶助費に係る特定財源につきましては、小学校費と同様となります。

また、今年度は、東日本大震災により被災して就学困難となった生徒に対する援助費については、対象となる児童の見込みはないというところでございます。

○**蓮見典昭学校教育課長** 続きまして、教育振興一般経費、学校教育課所管、中学校分 4, 2 4 2 万 6, 0 0 0 円についてご説明申し上げます。

1 節報酬 2, 8 1 6 万 2, 0 0 0 円は、中学校における給食補助員以外の会計年度任用職員の報酬でございます。

1 3 節使用料及び賃借料の 4 7 0 万 9, 0 0 0 円のうち 2 4 万 4, 0 0 0 円は、オンライン使用時の著作権使用料でございます。4 4 6 万 5, 0 0 0 円は、中学校で使用する教師用デジタル教材 4 年分の使用料となります。

1 7 節備品購入費の 7 8 7 万 1, 0 0 0 円は、令和 7 年度新教科書採択に係る教師用教科書等の購入費となっております。

○**米花竜二教育総務課長** 次に、第 3 目学校建設費の中学校施設建設事業です。

1 2 節委託料のうち、西中学校トイレ改修工事設計業務委託料 8 5 7 万円は、西中学校の 1 号館のトイレ 4 か所及び 2 号館のトイレ 2 か所を改修する工事を実施するための設計業務を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**斎藤万紀子委員長** では、ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

田口委員。

○**田口さとる委員** 所管部分における重点施策、それから新規事業について、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

○**斎藤万紀子委員長** 教育総務課長。

○**米花竜二教育総務課長** 教育総務課として大きく 3 つ上げさせていただきます。

1 点目が、学校再編成関係でございます。

羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針によりまして、羽生東小学校が開校となります。開校後のフォローアップを行い、その効果等について検証をしております。また、西・南中学校区の基本方針につきましては、現在、審議会で審議された内容について答申を受ける予定でございます。これを受けまして、教育委員会として基本方針の策定に当たり、住民説明会、パブリックコメント等の実施を予定しております。

2 点目が、須影小学校校舎長寿命化改修工事の実設計業務となります。

須影小校舎の長寿命化を図るために長寿命化工事の実施を予定しておりますが、その前段となる実設計を行うものでございます。

3 点目が、小学校特別教室等空調機設置工事でございます。

小学校の特別教室、理科室、音楽室等に空調機を設置するための工事を行う予定でございます。

以上3点でございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 学校教育課より3点、同じく重点事業について申し上げます。

まず1点目は、教育総務課と同じく再編成に伴う事業でございます。

今回の予算の中でも、人件費という形で会計年度任用職員の予算のほうを組ませていただいております。こちらは庁内の総務課とも相談の上、新たに再編成される羽生東小学校につきましては、当初、例えば学校業務の多様化であったり、多くの本の整理であったり、そういった備品の管理等々の業務も発生することから、会計年度任用職員の割当てにつきましては、他校よりも時間数を増やしていけるよう配置計画を練っているところでございます。

重点計画の2点目といたしまして、プールの民間委託がでございます。

現在使用できていない岩瀬小学校、羽生南小学校につきましては、他校のプールを借りてバスで移動しながらプールの実践を行なっているところでございます。しかしながら、そうしますと天候やバスの契約等々に様々左右されて、授業時間を十分に確保できないということもございまして、こちらの岩瀬小学校、羽生南小学校、そしてプールの老朽化が限界を迎えております羽生北小学校の3校につきましては、プールの民間委託を計画しておるところでございます。

3点目は、特別支援教育の充実でございます。

こちらにつきましては、まず1つはLITALICOと呼ばれる特別支援教育コーディネーターが使用しているソフトの使用範囲につきましては、これまで2校で実施、2校がトライアルという形で行なっていたところを、3校実施、さらに2校トライアルということで実施拡大を図り、よりよい資料が教員の手元に行くように予算の拡大を図っているところでございます。

また、臨床心理士の巡回等につきましても、学校数は減るものの、その分の心理士の巡回等をほかの学校に充てる、また羽生東小学校の児童生徒が活用できるように充てたりすることによって充実も図れていくかと思っておりますので、こちらでも減額することなく充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

小野田委員。

○小野田和男委員 142ページの12番、ALT、これは案外安いんだなと思ったんですけども、2人で、中学校あたりは979万だから、500万くらいしか払っていないんですかね。税金その他は別に払っているのかな。あるいは、円建てで払っていると思うんだけど、これは全国一律なんですか。

○齋藤万紀子委員長 先ほど説明があったと思いますけれども、よろしくお願ひします。
学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 こちらの給与については、羽生市のほうの会計年度任用職員という枠で雇用させていただいております、アレックスと呼ばれる招致したALTでございます。給与の体系につきましては羽生市の会計年度任用職員の基準に基づいた形で定めているところです。ただ、その他の補償という面で、家賃についての半額負担であったり保険であったり、様々なそういった控除の面では優遇しており、羽生市としてできることはやらせていただいているという形です。

○齋藤万紀子委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 了解しました。

それで、このアレックスは家族で来ているんですね。今度、子供が西中へ上がるんです。よく見ているので、ちょっと報酬を、楽に生活していないと優秀な人は来ないから、ちょっと心配したもので聞いたんですよ。了解です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

小林委員。

○小林誠弥委員 同じところを質問させていただきたいと思ひます。

そのALTの委託料ですけども、昨年と比べて安くなっているんですけども、この安くなった要因は何でしょうか。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 ALTの委託料が安くなっているのは、学校数が2校減ったことにより採用人数が2名減ったことが原因です。それによりALTの民間委託のほうは2名減ということで、その分安くなっております。

○小林誠弥委員 了解いたしました。あともう一つ。

○齋藤万紀子委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 144ページ、スクールバス、今度新しく導入されるかと思うんですけども、こちらのほう、国の補助金を受けられたりとか、そういった部分というのは検討されたのか。検討した結果、何か利用できなかった理由とかがもしあれば教えてください。

○斎藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 スクールバスについては、今回、運行業務委託料ということで、委託した場合の補助制度は国のほうはないというものでございます。ただ、特別交付税措置というのがございますので、金額は年によって変わってくるということで一概には申し上げられないんですが、大体1台当たり500万円ぐらい出るんじゃないかということで財政課から聞いております。そのほか、補助金の制度として、バス自体を購入した場合については国の補助制度があるんですが、これは山間部ですとかかなり僻地に該当する部分についての補助金であって、羽生市では該当しないということは確認しております。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

田口委員。

○田口さとる委員 じゃ、何点か、1個ずつお願いします。

141ページ、13節の健康アプリ使用料、特に説明はなかったんですが、これはLEBERという健康状態を報告するアプリだと思うんですけども、実際これを使い始めて、特に現場の教職員の方からの何か感想というか、苦情じゃないですけども、いろいろな声が上がっているかと思うんですけども、何かそういったものは、把握している限りで結構でございます。教えていただけますか。

○斎藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 田口委員がおっしゃるとおり、こちら13節にございます健康アプリにつきましては、LEBERと呼ばれるアプリのほうを市内で一斉導入を図っているところです。金額につきましては、1人当たり月22円、掛ける12か月、掛ける人数という形になりますが、この使用料につきましては、児童生徒数プラス教職員数という形も含めての金額となっておりますので、この金額を予定しているところでございます。

まず、教職員からの感触としては非常に好評であるということです。

まず、好評である理由の1点目としては、児童生徒の保護者それぞれに個別に情報を送ることができますので、学校を休んでしまったお子様、ちょっとなかなか学校に来られないお子様に対しても個別に教員からメッセージを送ったり、またちょっと時間がないときであっても、明日の予定の行事黒板などを写真に撮ってそれを添付して送ってあげることによって次の日の持ち物が分かったりというような形で、今まではどうしてもメールの性質上、一斉でクラス単位、学年単位という形でしか送れなかったメールが、これにより個別に送れるようになりました。もとより実践していただいている学校様につきましてもそのように活用していたのですが、新たにこちらを入れていただいた学校のほうでも、そちらで活用が図れているということがまず大きな喜びの声として1点目でございます。

2点目といたしまして、このLEBERのほうは教育委員会からも一斉にメールを配信できますので、教育委員会からの連絡につきましても保護者宛てに一斉に配信することができるようになっております。そのため、学校を介さず教育委員会から送れる連絡内容等、教育委員会から保護者に直接通知したい内容等につきましても、こちらを送付することによって教職員の負担も減るとい部分でも助かっている。特に不審者情報であったり、昨今、イノシシ等の情報もありますので、そういった情報については、今までであれば学校に対してファクスとメールで依頼を送って、また学校から保護者にメールが行くことによって時間差、タイムラグなども生まれていたのですが、教育委員会から直接保護者に送れるという部分で利点も出ているというところでございます。

3点目といたしまして、健康観察アプリとしての機能がありますので、例えばインフルエンザが流行して学級閉鎖が開始するような学校であれば、体温チェック等を設けたり、また持久走やプールの時期には、こちらに体温を親が入れることによって、プールカードや持久走カードの代わりとして活用したりといったような活用もできますので、今、大きく3点申し上げましたが、そのほかいろいろな部分も含めて好評をいただいているところでございます。ぜひ来年も使用させていただいて、また効果検証のほうを図っていきたいと思います。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

健康観察だけかと思ったら、いろいろな使い道ができるというのは私も知らなかったところがありまして、例えばよく親向けにプリントとか通知とかを渡していたんですけど

れども、このLEBERを使うことでそういった印刷代とか、親への情報提供とか、そういうのが省かれるところまでの利用はされていないのかどうかという点と、じゃ取りあえずそこだけお願いします。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 先ほどのご質問については、学校によって活用、利用の状況の差はありますが、そのようなプリントをつけて配布している学校も大分増えてきております。学校だより、保健だより、そういったものも含めて、こちらのLEBERにおける利点は、このアプリのソフトを開きますと、そこに直接PDFと呼ばれる文書ファイルをそのまま添付できますので、保護者がわざわざほかのサイトにアクセスをしなくても通信等を見られるという利点がございます。ただ、一方で、今まで使っておりましたメールのほうにつきましても、リンク先を張ることによって、そのリンク先からプリントを見られるようにしていた取組は前から学校でも行なっていたところがございます。そちらのほうが使い勝手がよいというような学校の場合は、今まで使っていたメール主体の連絡、またアプリのほうが良いということであれば、こちらのアプリを活用してというような形で、学校ごとに差はありますが、電子配信という形は進んでいるところでございます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

じゃ、次の質問です。147ページの教育振興費の中の最後、備品購入費、17節ですね、ここところが随分昨年より減っているのは何がなくなったのかなということをご説明お願いできますか。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課長。

○蓮見典昭学校教育課長 こちらの備品購入費の部分につきましては、教科書の改訂時期に合わせて、教師用の教科書、教師用の指導書等々を購入させていただいているところでございます。こちらの購入時期が4年に一度、これは教科書の採択が4年に一度という形で、教科書が変わりますと、それを教えるための指導書等の内容も改訂されるため、4年に一度購入を凶っているところでございます。

この教科書の改訂につきましては、小学校の改訂が先に行われ、翌年に中学校の改訂が行われるという流れになっております。そのため、今年度は中学校の備品購入費にお

きましては、この先4年間使う指導書、またデジタル教科書等々を計上させていただいているところですが、小学校につきましては昨年度、4年分の指導書等を購入させていただいておりますので、今年度につきましては購入の必要がない、突発的に学級数が増加した分についてのお金ということでこの金額を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時35分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、学校教育課所管部分、学校給食センター分について、学校教育課参事に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

学校教育課参事。

○亀村陽子学校教育課参事 学校教育課参事、学校給食センター所長、亀村です。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第1号 令和7年度一般会計予算のうち、学校給食センター所管分について順次ご説明申し上げます。

予算説明書166ページ、下段部分をご覧ください。

第3目学校給食施設費、予算総額3億9,557万4,000円に対し、財源につきましては、特定財源、国・県支出金として国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,000万円でございます。また、その他1億7,892万円は、繰入金、公共施設修繕引当基金繰入金1,000万円、諸収入、学校給食費納付金1億6,883万6,000円、再生資源売払代金のうち廃油売払代8万4,000円でご

ざいます。

なお、諸収入、学校給食費納付金1億6,883万6,000円は、前年度比1,715万2,000円の減額となっております。こちらは、令和7年5月分の学校給食費を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により財源補填し、無償化とすることから減額となっているものでございます。

続きまして、167ページに移ります。

167ページ説明欄、学校給食施設一般経費の主なものをご説明申し上げます。

1節報酬4万2,000円は、学校給食センター運営協議会の委員報酬でございます。委員12名のうち、学校のPTA代表者3名、識見を有する者1名、薬剤師1名、公募による市民1名、計6名の委員に対する報酬でございます。

続きまして、10節需用費のうち消耗品費454万円は、厨房用の調理器具用品、衛生用品、ボイラー用消耗品などの購入費でございます。

次に、燃料費889万6,000円は、調理や食器、食缶等の洗浄に要する熱源として蒸気及び熱水を発生させるためのボイラー用の重油代、揚げ物機、ガススチームコンベクションオーブンの熱源となるLPガス代など、公用車のガソリン代となっております。

次に、光熱水費1,441万4,000円は、食材調理、食器などの洗浄機などに使用する水道料348万4,000円、食材の業務用冷蔵庫、冷凍保管庫、食器などの消毒保管機、排水施設などの動力源となる電気料1,093万円でございます。

次に、修繕費1,003万9,000円は、調理場、洗浄室内の厨房機器など施設設備に対する修繕費用でございます。

次に、賄材料費2億2,465万9,000円は、学校給食用食材費でございます。令和7年度についても、引き続き主食をはじめとする食材費の物価高騰が見込まれますことから、前年度比437万4,000円の増額を計上するものでございます。また、こちらは学校給食費保護者負担軽減事業として実施する重点事業となっております。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用により、市内小中学校の学校給食費5月分を無償化とし、物価高騰による食材費の値上げ分を保護者に転嫁することなく市が補填することで、給食費の据置きを実施するものでございます。

続きまして、11節役務費、手数料のうち細菌等検査手数料35万7,000円は、月2回行なっております給食センター職員や給食補助員の細菌検査、冬期期間に6回実

施しておりますノロウイルス検査の手数料でございます。

次に、168ページに移ります。

12節委託料1億1,614万4,000円について主なものを申し上げます。

上から5つ目、こちらはボイラ保守点検管理業務委託料110万6,000円は、ボイラーの性能法定検査、保守点検、また地下ピット内の配管漏えいに係る点検業務でございます。

次に、学校給食調理等業務委託料1億923万円は、給食調理業務、配送業務、ボイラー管理業務の経費であり、令和6年度より3年間の債務負担行為による契約でございます。

次に、汚泥・油脂汚泥清掃搬送業務委託料107万6,000円は、排水処理施設で発生した汚泥・油脂汚泥の清掃及び搬送に係る業務でございます。

続きまして、17節備品購入費、機械器具費20万8,000円は、調理場用の工場扇及び食品用温度計の購入経費でございます。

以上、学校給食施設一般経費、当初予算の説明を終わります。

続きまして、予算説明書177ページに移ります。

こちら、下から5つ目になります学校給食センター調理等業務委託でございます。こちらは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額などに関する調書についての説明となります。

こちらは、限度額は3億3,000万円、令和6年度から令和8年度までの業務委託料でございます。令和6年度の支出額は1億923万円、令和7年度以降の支出予定額は2億2,077万円でございます。なお、こちらは全額一般財源となっております。

以上、債務負担行為、学校給食センター所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

田口委員。

○田口さとる委員 給食関係で重点事業等ございましたら、ご説明のほうをお願いいたします。

○齋藤万紀子委員長 学校教育課参事兼学校給食センター所長。

○亀村陽子学校教育課参事 学校給食センターにおける重点事業といたしまして、2つの事業があります。

一部先ほどの説明と重なるものになりますが、1つ目といたしましては、学校給食費保護者負担軽減事業でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、小中学校給食費5月分の無償化を実施するとともに、学校給食における食材費値上げ分ですね、保護者に転嫁することなく市が補填することで学校給食費を据置きとし、保護者世帯の経済的負担を軽減いたします。

そして、2つ目として施設設備及び厨房機器等の更新事業でございます。こちらは、施設設備などの維持管理は、予防保全という観点から経年劣化による危険性、故障などの未然防止に努めるため、計画的な修繕、更新等を推進するものです。

まず、1つ目に、設備工事といたしましては3つの工事を予定しております。

まず1つ目として食器洗浄機更新工事となります。そして、2つ目として自動軟化器更新及びボイラー室配管工事となります。主にボイラー室内の更新工事となります。そして、3つ目といたしまして、排水処理場ポンプ更新工事、こちらは耐用年数が近づいておりますので、それを新たに更新する工事となっております。

そして、2つ目といたしまして厨房機器などの購入ということで、学校給食用の食器であるランチ皿——おわんですね——を新しく購入するとともに、調理用器具ということで購入する経費となっております。また、給食センター照明器具、こちらのLED化工事に伴いまして、実施設計のほうを予定しております。

以上、2つの重点事業になっております。

○斎藤万紀子委員長 質疑のほうはいかがでしょう。

野中委員。

○野中一城委員 学校給食費、先ほどの重点事業、給食費の1か月無償化の件なんですけれども、ここ最近では2か月やってきたと思いますが、1か月になった理由を教えてください。

○斎藤万紀子委員長 学校教育課参事兼給食センター所長。

○亀村陽子学校教育課参事 こちらにつきましては、一応現場サイドとしては例年どおり、令和4年度、5年度と合計3か月分の無償化をやっているわけなんですけれども、交付金自体が自治体によって限られたものになりますので、その財源というところで財政課と協議をした結果、1か月分であればということでの協議となり、1か月分の無償化と

いう結論になりました。また、そのほか、無償化ではなくて、あくまで市が補填している食材費というところを、高騰分ですね、それを保護者に転嫁することなく経済的負担を軽減させるような施策にするということで、無償化自体は1か月、そのほかは高騰分の補填ということでさせていただきました。

以上です。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

田口委員。

○田口さとる委員 167ページなんですけれども、需用費の中の電気料ですね。昨今これだけ電気代が上がっているんですが、去年よりお安く見積もったのは、去年がちょっと多く見積もり過ぎちゃったせいなのか、それとも何か省エネの機器でも入れたのかということをお伺いいたします。

○斎藤万紀子委員長 学校教育課参事兼給食センター所長。

○亀村陽子学校教育課参事 こちら電気料の減額ということで、かなり減らされている状況なんですけど、こちら今年度につきまして、予算が200万ほど余る予定になっております。それはなぜかという、1年度ごとに入札を行なっていて、その入札相手方によって電気料の形態というのが変わってくるので、財政課が音頭を取ってこの予算というのは計上しているんですけれども、今回その入札を行なって、来年度はその分経費が下がるであろうというところで、私たち給食センターは前年度と同様に上げたんですけれども、それを不用額が本年度で出ているので、その分カットさせていただきということで、これは減額となっているところです。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

島村委員。

○島村 勉委員 給食費もこれから無償化の方向に進んでいくと思うんですけども、その研究とかというのはしていますか。

○斎藤万紀子委員長 学校教育課参事兼給食センター所長。

○亀村陽子学校教育課参事 物価高騰があり、他市町村、特に県南地域におきましては値上げというところをやっているようでして、ただ近隣市を見ますと、その動きというのはなかなかない状況です。ただ、物価高騰によって値上げ分というのはかなり大きくなってきております。そのため、値上げという議論というのは避けられない状況ではあるんですけれども、ただ、今年度、市長の重点施策としましては学校給食費の据置きと

たっているのですが、今年度については据置きとさせていただきながらも、来年度以降、物価高騰の流れというのがまだ先行きが不透明で、また上がり続けるかもしれないという状況の中で、見切り発車で値上げをするという議論にはできないと思っておりますので、その状況を踏まえつつ、他市町村の状況、そして国のほうでも無償化の議論というのがされておりますので、それを踏まえまして、その状況を鑑みながら方針のほうは決めていきたいと考えております。

以上です。

○齋藤万紀子委員長 質疑のほうはほかにかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○齋藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 2時51分 開議

○齋藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お知らせ等大丈夫でしょうか。

〔発言する者なし〕

○齋藤万紀子委員長 では、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時51分 散会